

## 印西市地域防災計画（素案）に対する修正意見

該当ページ	該 当 記 述	修 正 案	修 正 後
		用語解説を作成する予定はありますか。	資料編に用語解説を掲載しています。
		見開きの偶数ページはインデックスを左側にした方が良いです。	検討いたします。
震-1 風-1	<p>2 地震災害対策の基本方針 （略）</p> <p>さらに、災害対策に当たっては、高齢者、傷病者、障がい者、乳幼児、外国人等の要配慮者や<u>女性</u>の視点をふまえながら、（略）</p> <p>5) 要配慮者、<u>女性</u>に配慮した対策計画を進める。</p>	<p>2 地震災害対策の基本方針 （略）</p> <p>さらに、災害対策に当たっては、高齢者、傷病者、障がい者、乳幼児、外国人等の要配慮者や<u>男女共同参画</u>の視点をふまえながら、（略）</p> <p>5) 要配慮者、<u>災害から受ける影響やニーズの男女の違い</u>に配慮した対策計画を進める。</p>	<p>2 地震災害対策の基本方針 （略）</p> <p>さらに、災害対策に当たっては、高齢者、傷病者、障がい者、乳幼児、外国人等の要配慮者や<u>男女共同参画</u>の視点をふまえながら、（略）</p> <p>5) 要配慮者、<u>災害から受ける影響やニーズの男女の違い</u>に配慮した対策計画を進める。</p>
震-2	1 1) 応急仮設住宅建設の体制整備を図る	1 1) 応急仮設住宅 <u>建設</u> の体制整備を図る	1 1) 応急仮設住宅の体制整備を図る
震-10 風-10	<p>(16) (風水害編は15) 独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部千葉ニュータウン事業本部</p> <p>1) 事業区域内の所管施設の保全並びに災害復旧に関すること</p>	事業終了に伴い、事業区域内の所管施設がなくなったことにより削除	削除します。
震-11 震-158 震-168 風-11	9 市民及び <u>事業所</u> 等	9 市民及び <u>事業者</u> 等	9 市民及び <u>事業者</u> 等

該当ページ	該当記述	修正案	修正後
震-11 風-11	(1) 市民 1) 自らの生命・身体・財産を守り、被害を最小限に食い止めるため、住宅・建築物等の耐震診断・改修等地震災害の予防を図る。また、食料、飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、家具の転倒防止、ガス機器の適切な取扱いなどの出火防止対策等、各家庭での身近な地震発生時の備えを講じること	(1) 市民 1) 自らの生命・身体・財産を守り、被害を最小限に食い止めるため、住宅・建築物等の耐震診断・改修等地震災害の予防を図る。また、食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、モバイルバッテリー等）の準備、家具の転倒防止、ガス機器の適切な取扱いなどの出火防止対策等、各家庭での身近な地震発生時の備えを講じること	(1) 市民 1) 自らの生命・身体・財産を守り、被害を最小限に食い止めるため、住宅・建築物等の耐震診断・改修等地震災害の予防を図る。また、食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、モバイルバッテリー等）の準備、家具の転倒防止、ガス機器の適切な取扱いなどの出火防止対策等、各家庭での身近な地震発生時の備えを講じること
震-11 風-11	(1) 市民の項目	5) 「要配慮者」と位置付けられた外国人との、円滑なコミュニケーションを提供するなど、市民や国際交流関係団体がボランティアとして協力する。  追加してはどうか	市民の皆さまによる御指摘の行動は非常に重要ですが、外国人に特化することなく同項目の3)に含まれるものであるため、御意見として伺います。
震-12 風-12	印西市の位置図について	・東京外かく環状道路は共用済みのため、実線 ・天王台駅～竜ヶ崎駅の路線については、常磐線との混同を避けるため、終点の竜ヶ崎駅を入れるか、路線を削除したほうが良いと思います。 ・圏央道は共用済みのため実線 ・国道296号バイパスは、296号線本線です。	印西市総合計画で使用した位置図に修正します。
震-12 風-12	(2) 人口 (略) 主な人口増加要因は、千葉ニュータウン事業等の宅地開発により、旧印西市(略)平成8年の印西牧の原駅圏の(略)	(2) 人口 (略) 主な人口増加要因は、千葉ニュータウン事業等の宅地開発によるものである。旧印西市(略)平成9年の印西牧の原駅圏の(略)	(2) 人口 (略) 主な人口増加要因は、千葉ニュータウン事業等の宅地開発によるものである。旧印西市(略)平成9年の印西牧の原駅圏の(略)
震-13 風-13	(3) 交通・ライフライン 国道356号、国道464号  (1) 地形 段丘部	(3) 交通・ライフライン 一般国道356号、一般国道464号  (1) 地形 丘陵部	(3) 交通・ライフライン 一般国道356号、一般国道464号  (1) 地形 印西市国土強靱化地域計画(案)に併せ、全体的に修正しました。
震-25 風-23	(4) 関係機関 市は、防災関係機関との緊密な連携のもとに、災害対策を的確かつ効果的に実施できるよう体制の整備に努める。また、国・県とは情報連絡員の派遣等によ	(4) 関係機関 市は、防災関係機関との緊密な連携のもとに、災害対策を的確かつ効果的に実施できるよう体制の整備に努める。また、国・県とは情報連絡員の派遣等によ	(4) 関係機関 市は、防災関係機関との緊密な連携のもとに、災害対策を的確かつ効果的に実施できるよう体制の整備に努める。また、国・県とは日ごろから情報連絡員の

該当ページ	該当記述	修正案	修正後
	る連携体制を整備する。	る連携体制を整備する。日ごろから情報連絡員の役割について理解の共有を図るなど、情報共有や連携の強化を行う。	役割について理解の共有を図るなど、情報共有や連携の強化を行う。
震-26 風-24	(6) <u>男女の共同参画</u> 市は、自主防災組織の結成等においては、男女双方の視点が反映できる組織体制の構築を促す。	(6) <u>防災組織における男女共同参画</u> 又は <u>自主防災組織</u> 市は、自主防災組織の結成等においては、 <u>災害から受ける影響やニーズの男女の違いにきめ細かく対応するため</u> 、男女双方の視点が反映できる組織体制の構築を促す。	(6) <u>防災組織における男女共同参画</u> 市は、自主防災組織の結成等においては、 <u>災害から受ける影響やニーズの男女の違いにきめ細かく対応するため</u> 、男女双方の視点が反映できる組織体制の構築を促す。
震-26 風-24	(7) 事業継続体制の見直し（BCP体制の見直し） 市は、（略）計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。 (8) 応援受援計画の策定 (略) これらの支援を円滑に受け入れるための防災拠点をあらかじめ確保し、発災時に速やかに運用できる体制を整えておくものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「BCP体制」としているが、事業継続体制に対応させるならば、「BC体制」ではないのか</li> <li>・「改訂」としているが、計画の見直しが内容とすると「改定」が適当ではないか。</li> </ul> <p>(7) 事業継続体制の見直し <del>（BCP体制の見直し）</del> 市は、（略）計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行うものとする。 なお、策定等に当たっては、特に以下の重要6要素について定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制</li> <li>イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定</li> <li>ウ 電気・水・食料等の確保</li> <li>エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保</li> <li>オ 重要な行政データのバックアップ</li> <li>カ 非常時優先業務の整理</li> </ul> <p>(8) 応援受援計画の策定 (略) これらの支援を円滑に受け入れるための防災拠点を平時よりあらかじめ確保し、発災時に速やかに運</p>	<p>まぎらわしい表現のため、「BCP体制」を削除し、次のとおり修正します。</p> <p>(7) 事業継続体制の見直し 市は、（略）計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行うものとする。 なお、策定等に当たっては、特に以下の重要6要素について定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制</li> <li>2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定</li> <li>3) 電気・水・食料等の確保</li> <li>4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保</li> <li>5) 重要な行政データのバックアップ</li> <li>6) 非常時優先業務の整理</li> </ol> <p>(8) 応援受援計画の策定 (略) これらの支援を円滑に受け入れるための防災拠点を平時より確保し、発災時に速やかに運用できる体</p>

該当ページ	該当記述	修正案	修正後
		用できる体制を整えておくものとする。	制を整えておくものとする。
震-26 風-24	<p>2) 自主防災組織の育成</p> <p>十分な活動ができるよう防災知識の普及、自主防災組織の訓練への指導・助言を行うとともに、<u>且頃から地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験・能力を活用するなど、防災行動力の向上を図る。</u></p> <p>また、自主防災組織のリーダーを対象とした研修会等への参加を促し、対応能力の向上を図る。</p>	<p>2) 自主防災組織の育成</p> <p>十分な活動ができるよう防災知識の普及、自主防災組織の訓練への指導・助言を行うとともに、<u>自主防災組織の体制への女性の参画や組織内の活動において性別による役割の固定や偏りが起きないように配慮しつつ女性の経験・能力を活用し、さらには、女性リーダーの育成や女性がリーダーシップを取りやすい体制づくりなど、防災行動力の向上を図る。</u></p> <p>また、自主防災組織のリーダーを対象とした研修会等への参加を促し、<u>防災における男女共同参画の視点の必要性の理解を促進することで、</u>対応能力の向上を図る。</p>	<p>2) 自主防災組織の育成</p> <p>十分な活動ができるよう防災知識の普及、自主防災組織の訓練への指導・助言を行うとともに、<u>自主防災組織の体制への女性の参画や組織内の活動において性別による役割の固定や偏りが起きないように配慮しつつ女性の経験・能力を活用し、さらには、女性リーダーの育成や女性がリーダーシップを取りやすい体制づくりなど、防災行動力の向上を図る。</u></p> <p>また、自主防災組織のリーダーを対象とした研修会等への参加を促し、<u>防災における男女共同参画の視点の必要性の理解を促進することで、</u>対応能力の向上を図る。</p>
震-27・28 風-25・26	<p>3 事業所防災体制の強化</p> <p>(1) 防火・防災管理体制の強化</p> <p>学校、大規模店等 (略)。</p> <p>また、大規模高層建築物等の防災体制については、消防法第8条の2の5の規定により自衛消防組織の設置と防災管理者を選任が義務付けられ、火災以外の災害に対応した消防計画の作成と、災害時には、事業所の共同防災管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。</p>	<p>3 事業所防災体制の強化</p> <p>(1) 防火・防災管理体制の強化</p> <p>学校、大規模店等 (略)。</p> <p>また、大規模・高層建築物等の防災体制については、消防法第8条の2の5の規定による自衛消防組織の設置と<u>消防法第36条の規定による</u>防災管理者の選任が義務付けられ、火災以外の災害に対応した消防計画の作成と、災害時には、<u>当該事業所の防災管理者と自衛消防組織</u>が中心となった防災体制がとれるよう指導する。</p>	<p>3 事業所防災体制の強化</p> <p>(1) 防火・防災管理体制の強化</p> <p>学校、大規模店等 (略)。</p> <p>また、大規模・高層建築物等の防災体制については、消防法第8条の2の5の規定による自衛消防組織の設置と<u>消防法第36条の規定による</u>防災管理者の選任が義務付けられ、火災以外の災害に対応した消防計画の作成と、災害時には、<u>当該事業所の防災管理者と自衛消防組織</u>が中心となった防災体制がとれるよう指導する。</p>
震-28 風-26	(3) 事業継続計画の作成	「事業継続力強化計画」が初出であり定義が不明である。経済産業大臣の認定計画であることを明示する必要はないか	<p>本文の後ろに次の文章を追加します。</p> <p><u>業務継続力強化計画・・・中小企業強靱化法において、防災・減災に取り組む中小企業がその取組内容（事前対策）を計画としてとりまとめ、当該計画を国が認定したもの。</u></p>

該当ページ	該当記述	修正案	修正後
震-28	4 防災訓練の充実 ＜総合防災訓練の訓練項目例＞ ②危険個所の巡視、避難指示等、避難誘導	4 防災訓練の充実 ＜総合防災訓練の訓練項目例＞ ②危険個所の巡視、避難指示等、避難誘導等	「避難指示等」で1つの表現のため、次のとおり修正します。  4 防災訓練の充実 ＜総合防災訓練の訓練項目例＞ ②危険個所の巡視、避難指示等、避難誘導等
震-29	(2) 個別訓練の項目	「自主防災組織」を追加してはどうか	こちらの項目はそれぞれの部署等が実施する個別の訓練が記載されており、自主防災組織の訓練の実施については、震-27に記載されているため現状のとおりとします。
震-29 風-27	＜防災教育内容や広報内容と手段＞の対象欄	「外国人」を追加	次のとおり＜防災教育内容や広報内容と手段＞の対象欄を修正します。  地域住民 自主防災組織 町内会等 外国人 児童・生徒 (略)
震-30 風-28	(3) ボランティア意識の啓発 市及び印西市社会福祉協議会は、毎年1月17日の(略)	(3) ボランティア意識の啓発 <del>市及び印西市社会福祉協議会は、</del> 毎年1月17日の(略)	(3) ボランティア意識の啓発 毎年1月17日の(略)
震-31 風-32	(1) 土砂災害警戒区域等の調査把握  (2) 市は、土砂災害のおそれのある以上の区域において(略)	(1) 土砂災害警戒区域等・・・警戒区域と特別警戒区域の総称であればその説明が先にあった方が良いでしょうと思います。  (2) 市は、土砂災害警戒区域等において(略)	(1)と(2)の記載を入れ替えます。 また、新たな(1)を修正します。 (1)(略)市は、土砂災害警戒区域等において(略)
震-32	2 液状化対策 (略) 特に、建築物の基礎、杭等については、建築基準法等に定められた構造基準への適合を図る。	2 液状化対策 (略) 削除	削除します。

該当ページ	該当記述	修正案	修正後
震-33 風-36	<p>2) 防火対象物の防火管理体制の確立</p> <p>印西地区消防組合は、(略)。</p> <p>また、複数の用途が混在し管理権限が分かれている雑居ビル等の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるように指導するとともに、災害時には事業所の協同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるように指導する。</p>	<p>2) 防火対象物の防火管理体制の確立</p> <p>印西地区消防組合は、(略)。</p> <p>また、複数の用途が混在し管理権限が分かれている雑居ビル等の<b>防火</b>体制については、共同防火管理体制が確立されるように指導するとともに、災害時には事業所の<b>共同</b>防火管理協議会が中心となった<b>防火</b>体制がとれるように指導する。</p>	<p>2) 防火対象物の防火管理体制の確立</p> <p>印西地区消防組合は、(略)。</p> <p>また、複数の用途が混在し管理権限が分かれている雑居ビル等の<b>防火</b>体制については、共同防火管理体制が確立されるように指導するとともに、災害時には事業所の<b>共同</b>防火管理協議会が中心となった<b>防火</b>体制がとれるように指導する。</p>
震-34 風-36	<p>5) 火災警報器の設置</p> <p>印西地区消防組合は、消防法第9条の2による住宅用火災警報器等の設置義務化に基づき、すべての住宅(寝室、階段等)に住宅用火災警報器または住宅用自動火災報知設備の設置及び維持・管理を指導する。</p>	<p>5) 火災警報器の設置</p> <p>印西地区消防組合は、消防法第9条の2による住宅用火災警報器等の設置義務化に基づき、すべての住宅(寝室、階段等)に住宅用火災警報器または住宅用<b>自動</b>火災報知設備の設置及び維持・管理を指導する。</p>	<p>5) 火災警報器の設置</p> <p>印西地区消防組合は、消防法第9条の2による住宅用火災警報器等の設置義務化に基づき、すべての住宅(寝室、階段等)に住宅用火災警報器または住宅用火災報知設備の設置及び維持・管理を指導する。</p>
震-34 風-37	<p>(4) 火災予防についての啓発</p> <p>印西地区消防組合は、毎年3月1日から3月7日までの春季火災予防運動期間、11月9日から11月15日までの秋期火災予防運動期間において、火災予防思想の普及のため、市内各地で次のような啓発活動を実施する。</p> <p>1) 火災予防運動を市民に周知させるため、火災予防運動期間中の消防機関による警鐘の打鐘の実施</p> <p>2) 防火管理者講習会、防火座談会、防火映画会の開催</p> <p>3) 危険物施設、建築物、車両、雑草地等の査察</p> <p>4) 商店街、学校、保育園、デパート等の消火・避難訓練</p>	<p>(4) 火災予防についての啓発</p> <p>印西地区消防組合は、毎年3月1日から3月7日までの春季火災予防運動期間、11月9日から11月15日までの秋期火災予防運動期間において、<u>火災予防運動を市民に周知させるため、消防機関による警鐘の打鐘を実施する。</u></p> <p><u>また、火災予防思想の普及のため、年間を通じ、市内各地で次のような啓発活動を実施する。</u></p> <p><u>1) 防火管理者講習会、防火講和、防火映画の上映会</u></p> <p><u>2) 危険物施設、建築物、車両、雑草地等の査察</u></p> <p><u>3) 学校、病院、保育園、商業施設等の消火・避難訓練</u></p>	<p>(4) 火災予防についての啓発</p> <p>印西地区消防組合は、毎年3月1日から3月7日までの春季火災予防運動期間、11月9日から11月15日までの秋期火災予防運動期間において、<u>火災予防運動を市民に周知させるため、消防機関による警鐘の打鐘を実施する。</u></p> <p><u>また、火災予防思想の普及のため、年間を通じ、市内各地で次のような啓発活動を実施する。</u></p> <p><u>1) 防火管理者講習会、防火講和、防火映画の上映会</u></p> <p><u>2) 危険物施設、建築物、車両、雑草地等の査察</u></p> <p><u>3) 学校、病院、保育園、商業施設等の消火・避難訓練</u></p>

該当ページ	該当記述	修正案	修正後
震-35 風-38	4 建築物の不燃化 (1) 市は、建築物が密集し多くの(略)	4 建築物の不燃化 (1) 市は、建築物が <b>連なり</b> 多くの(略)	4 建築物の不燃化 (1) 市は、建築物が <b>連なり</b> 多くの(略)
震-36 風-39	6 市街地の整備 (略) 木造住宅が密集した地区は、(略)	6 市街地の整備 (略) 木造住宅が <b>連なる</b> 地区は、(略)	6 市街地の整備 (略) 木造住宅が <b>連なる</b> 地区は、(略)
震-36 風-38	(3) 都市防災不燃化促進事業	都市防災不燃化促進事業←東京都に事業ではないでしょうか。	御指摘のとおり当該事業名は東京都の事業であり、千葉県では都市防災総合推進事業の1つの項目として、都市防災不燃化促進の事業メニューが存在していますので、タイトルを次のとおり修正します。  <b>(3) 建築物の不燃化の促進</b>
震-36	5 (3) 幹線道路の整備	「道路の新設・改良を進める」というような内容に内容を簡略化しているが、前段の理由を受けると「どのような新設・改良とするのか」を記載すべきではないのか。	印西市国土強靱化地域計画に合わせ次のとおり修正します。  5 (3) 幹線道路の整備 (略) 有しているため、 <b>道路の防災、震災対策を進めるものとする。</b>
震-37	(6) 落下物対策 県は、「千葉県落下物防止指導指針」(略)	(6) 落下物対策 県は、「千葉県落下物防止 <b>対策</b> 指導指針」(略)	(6) 落下物対策 県は、「千葉県落下物防止 <b>対策</b> 指導指針」(略)
震-37	3) 電力施設 地震における電力供給確保の観点から電気事業者が実施する電力施設の耐震性の確保及び代替電力の確保に協力して、これらの推進に努める。	3) 電力施設 <b>地震における電力供給確保の観点から</b> 電気事業者 <b>は、実施する</b> 電力施設の耐震性の確保 <b>及び代替電力の確保に協力して、これらの推進に努める。</b>	3) 電力施設 電気事業者 <b>は、</b> 電力施設の耐震性の確保に努める。
震-38	(9) 文化財の防災対策 の本文 市は県と連携し、(略)	(9) 文化財の防災対策 の本文 市は <b>県及び所有者等</b> と連携し、(略)	(9) 文化財の防災対策 の本文 市は <b>県及び所有者等</b> と連携し、(略)

該当ページ	該当記述	修正案	修正後
震-39	<p>(2) 被災建築物の応急危険度判定体制及び宅地危険度判定体制の整備</p> <p>市は、県及び建築関係団体等と協力して、<b>印西市被災建築物応急危険度判定震前計画に基づく</b>応急危険度判定体制及び宅地危険度判定体制の整備や普及に努め、県が主催する講習会及び応急危険度判定士の認定登録に協力するなど、支援体制の整備を図る。</p>	<p>(2) 被災建築物応急危険度判定体制及び<b>被災</b>宅地危険度判定体制の整備</p> <p>市は、県及び関係団体等と協力して、<b>被災建築物</b>応急危険度判定体制<b>及び被災</b>宅地危険度判定体制の整備や普及に努め、県が主催する講習会<b>並びに被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士</b>の認定登録に協力するなど、支援体制の整備を図る。</p>	<p>(2) 被災建築物応急危険度判定体制及び<b>被災</b>宅地危険度判定体制の整備</p> <p>市は、県及び関係団体等と協力して、<b>被災建築物</b>応急危険度判定体制<b>及び被災</b>宅地危険度判定体制の整備や普及に努め、県が主催する講習会<b>並びに被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士</b>の認定登録に協力するなど、支援体制の整備を図る。</p>
震-40 風-41	<p>1 避難場所の整備</p> <p>(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定表（避難場所の種類） 広域避難場所の指定場所 公園、公共空地等</p>	<p>1 避難場所の整備</p> <p>(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定表（避難場所の種類） 広域避難場所の指定場所 <u>公園、公共空地等千葉県立北総花の丘公園、旧東京電機大学千葉ニュータウンキャンパス、松山下公園</u></p>	<p>1 避難場所の整備指定</p> <p>(1) 緊急避難場所及び指定避難所の指定表（避難場所の種類） 広域避難場所の指定場所 <u>千葉県立北総花の丘公園、東京電機大学千葉ニュータウンキャンパス、松山下公園</u></p>
震-40 風-41	<p>(2) 避難所の整備</p> <p>2)・・・必要に応じ換気、照明及び防災用井戸等の設備を整備する。</p>	<p>(2) 避難所の整備</p> <p>2)・・・必要に応じ換気、照明、<u>災害用井戸及びマンホールトイレ</u>等の設備を整備する。</p>	<p>(2) 避難所の整備</p> <p>2)・・・必要に応じ換気、照明、<u>災害用井戸及びマンホールトイレ</u>等の設備を整備する。</p>
震-41 風-42	<p>6) 備蓄倉庫の整備を図るとともに、次の物品の備蓄を進める。</p> <p>○食料 ○飲料水 ○非常用電源 ○救急セット ○簡易ベッド ○炊出し用具 ○毛布 ○仮設トイレ ○照明 ○給水用機器等</p> <p>(略)</p> <p>9) <u>被災者、特に女性のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>11) 市は、災害発生後に、避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもなら</p>	<p>6) 備蓄倉庫の整備を図るとともに、次の物品の備蓄を進める。</p> <p>○食料 ○飲料水 ○非常用電源 ○救急セット ○簡易ベッド <u>○間仕切り（パーティション）</u> ○炊出し用具 ○毛布 ○仮設トイレ ○照明 ○給水用機器等</p> <p>(略)</p> <p>9) <u>プライバシー及び安全の確保に配慮し、男女別や専用の設備の整備に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>11) 市は、災害発生後に、避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DV <u>や虐待</u>の被害者にも加害者に</p>	<p>6) 備蓄倉庫の整備を図るとともに、次の物品の備蓄を進める。</p> <p>○食料 ○飲料水 ○非常用電源 ○救急セット ○簡易ベッド <u>○間仕切り（パーティション）</u> ○炊出し用具 ○毛布 ○仮設トイレ ○照明 ○給水用機器 <u>○感染症対策備品</u>等</p> <p>(略)</p> <p>9) <u>プライバシー及び安全の確保に配慮し、男女別や専用の設備の整備に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>11) 市は、災害発生後に、避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DV <u>や虐待</u>の被害者にも加害者に</p>

該当ページ	該当記述	修正案	修正後
	ないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。	もならないよう、「 <u>いかなる暴力も許さない</u> 」意識の普及、徹底を図る <u>とともに、すべての人の人権が尊重され、安全と安心が確保される環境づくりに努める。</u>	もならないよう、「 <u>いかなる暴力も許さない</u> 」意識の普及、徹底を図る <u>とともに、すべての人の人権が尊重され、安全と安心が確保される環境づくりに努める。</u>
震-41 風-42	10) 感染症対策について、避難所で感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から総務部と健康子ども部が連携して取組を進める。また、平時由在宅避難や分散避難を推奨し、必要な場合は、ホテルや旅館の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所を確保するよう努める。	10) 感染症対策について、避難所で <u>感染予防、及び</u> 感染症患者が発生した場合の対応を含め、  ・後段は感染症対策の一部としての内容でいいか。 ・「多くの避難所を確保する」とある。避難所としての指定を行うという認識なのか。それとも指定とは別に避難所が存在するという認識となるのか。	10) 感染症対策について、避難所で <u>感染予防及び</u> 感染症患者が発生した場合の対応を含め、  お見込みのとおりです。 「多くの避難所を確保する」は、指定とは別にホテルや旅館の活用等により多くの避難所を確保することを指しています。
震-43 風-44	1 災害通信網の整備の本文1行目 市は、災害に対処するため、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの（略）	「民間企業」と「事業者」の違いは何か。	「民間企業」は法人、「事業者」は主に経営主等を指しています。
震-43 風-44	1 災害通信網の整備 (3) 緊急情報発信システム（防災メール）登録の促進 市から（略）	(3) を次のとおり修正 (3) <u>その他通信網の整備</u> <u>ホームページ、エリアメール、緊急速報メール、防災メール、SNS、災害情報共有システム（Lアラート）等の整備及び維持管理に努める。</u>	(3) を次のとおり修正します。 (3) <u>その他通信網の整備</u> <u>ホームページ、エリアメール、緊急速報メール、防災メール、SNS、災害情報共有システム（Lアラート）等の整備及び維持管理に努める。</u>
震-44 風-45	(3) その他通信網の整備	(3) を削除し、(4) 長期停電時を考慮した情報伝達手段の確保 を(3) に修正	(3) を削除し、(4) 長期停電時を考慮した情報伝達手段の確保 を(3) に修正します。
震-45 風-46	【計画の体系・担当】 3 外国人への対応	担当に環境経済部を追加  国土強靱化地域計画のとおり	【計画の体系・担当】 3 外国人への対応に「環境経済部」を追加します。

該当ページ	該当記述	修正案	修正後
震-45 風-46	1 在宅要配慮者への対応	1 在宅要配慮者への対応 (タイトル下に追加) 要配慮者とは、災害が発生した際に、必要となる情報を的確に把握し、災害から身を守るために安全な場所に避難するなど、適切な避難行動をとることが困難な人や避難所での避難生活に一定の配慮及び支援が必要な、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等となります。	1 在宅要配慮者への対応 (タイトル下に追加) 要配慮者とは、災害が発生した際に、必要となる情報を的確に把握し、災害から身を守るために安全な場所に避難するなど、適切な避難行動をとることが困難な人や避難所での避難生活に一定の配慮及び支援が必要な、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等となります。
震-45 風-46	1) 避難支援等関係者の範囲 自主防災組織、町内会・自治会等、民生児童委員、社会福祉協議会等	1) 避難支援等関係者の範囲 警察、消防、自主防災組織、町内会・自治会等、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等	1) 避難支援等関係者の範囲 警察、消防、自主防災組織、町内会等、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等
震-45 風-46	<del>2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 名簿に掲載する者の範囲は、次のいずれかに該当するものであって、災害時において避難情報の入手、避難の判断または避難行動を自ら行うことが困難な者とする。 ① 65歳以上の高齢者のみの世帯(日中に高齢者のみとなる世帯を含む。) ② 要介護認定者及び要支援認定者 介護保険法(平成9年法律第123号)第14条に規定する介護認定審査会の認定を受けている者 ③ 障がい者 ・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者 ・療育手帳の交付を受けている者 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 ④ その他 上記の他に外国人、妊産婦、乳幼児等</del>	2) 避難行動要支援者の範囲 避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害が発生した際に自力で避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難をするために、特に支援が必要な在宅の者とする。 市では、下記を避難行動要支援者の範囲とする。 ① 世帯全員が75歳以上の高齢者(ひとり暮らしを含む。) ② 要介護度3、4、5の要介護認定者 ③ 身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する身体障害者(心臓機能障害のみで該当する者は除く。) ④ 療育手帳を所持する知的障害者 ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ⑥ 上記のほか、相当の支援を必要とする者  ※現計画に合わせて修正	2) 避難行動要支援者の範囲 避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害が発生した際に自力で避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難をするために、特に支援が必要な在宅の者とする。 市では、下記を避難行動要支援者の範囲とする。 ① 世帯全員が75歳以上の高齢者(ひとり暮らしを含む。) ② 要介護度3、4、5の要介護認定者 ③ 身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する身体障害者(心臓機能障害のみで該当する者は除く。) ④ 療育手帳を所持する知的障害者 ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ⑥ 上記のほか、相当の支援を必要とする者

該当ページ	該当記述	修正案	修正後
震-45 風-46	<p>3) 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法 次に掲げる通常業務等を通じて情報を把握する。</p> <p><del>① ひとり暮らしの高齢者世帯などの情報に関しては、住民基本台帳担当部局と連携し住民基本台帳の活用等により把握する。</del></p> <p><del>② 障がい者の情報に関しては、各種障害者手帳台帳における情報、障害程度区分情報等により把握する。</del></p> <p><del>③ 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する。</del></p> <p><del>④ 民生委員・児童委員、社会福祉協議会、その他の社会福祉事業者、福祉団体などからの情報収集により把握する。</del></p> <p><del>⑤ 災害時の避難支援を希望し、支援者に個人情報を開示することに同意して提出した印西市災害時等要配慮者避難支援登録申請書により把握する。</del></p>	<p>3) 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法 避難行動要支援者の対象者は、住民基本台帳ネットワークシステムと連携し選定する他、千葉県、印旛保健所、地域住民、関係団体等と連携し、対象者の把握に努める。</p>	<p>3) 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法 避難行動要支援者の対象者は、住民基本台帳ネットワークシステムと連携し選定する他、千葉県、印旛保健所、地域住民、関係団体等と連携し、対象者の把握に努める。</p>
震-45 風-46	<p>4) 名簿の提供、更新 名簿は、市の関係部署のほか、避難支援等関係者及び要支援者本人が同意した者に配付する。その際には、情報管理者を定め誓約書等により守秘義務を確保する。 また、印西地区消防組合緊急時要配慮者登録制度と連携するため、印西地区消防組合に名簿情報を提供する。 名簿情報は、定期的に更新する。</p>	<p>4) 名簿の提供、更新 名簿は、市の関係部署のほか、避難支援等関係者及び避難行動要支援者本人が同意した者に配付する。その際には、<u>名簿受領書兼誓約書</u>により守秘義務を確保する。 また、印西地区消防組合緊急時要配慮者<u>情報</u>登録制度と連携するため、印西地区消防組合に名簿情報を提供する。 名簿情報は、<u>定期的に原則として年1回</u>更新する。</p>	<p>4) 名簿の提供、更新 名簿は、市の関係部署のほか、避難支援等関係者及び避難行動要支援者本人が同意した者に配付する。その際には、<u>名簿受領書兼誓約書</u>により守秘義務を確保する。 また、印西地区消防組合緊急時要配慮者<u>情報</u>登録制度と連携するため、印西地区消防組合に名簿情報を提供する。 名簿情報は、<u>原則として年1回</u>更新する。</p>
震-45 風-46	<p>5) 名簿情報の提供における情報漏えい防止措置 市及び消防組合の職員、避難支援等関係者（以下「個人情報取扱者」という。）に対し、印西市個人情報保護条例第 10 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、次の事項を遵守するよう徹底する。</p> <p><del>① 計画に定めた者以外の者に閲覧させ、または伝達しないこと。</del></p> <p><del>② 計画に定めた場合のほか、写しを作成しないこと。</del></p> <p><del>③ 紙媒体により管理すること。（市が管理する場合を</del></p>	<p>5) 名簿情報の提供における情報漏えい防止措置 市及び<del>消防組合の職員</del>、避難支援等関係者（以下「個人情報取扱者」という。）は、印西市個人情報保護条例第 10 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、<u>個人情報の適正な管理に努める。</u> また、避難支援等関係者に避難行動要支援者の個人情報を提供するにあたり、使用目的（災害時、日ごろの見守り）以外で使用しない旨の誓約書等を結び、その情報管理に万全の注意を払うものとする。</p>	<p>5) 名簿情報の提供における情報漏えい防止措置 市及び<del>消防組合の職員</del>、避難支援等関係者（以下「個人情報取扱者」という。）は、印西市個人情報保護条例第 10 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、<u>個人情報の適正な管理に努める。</u> また、避難支援等関係者に避難行動要支援者の個人情報を提供するにあたり、使用目的（災害時、日ごろの見守り）以外で使用しない旨の誓約書等を結び、その情報管理に万全の注意を払うものとする。</p>

該当ページ	該当記述	修正案	修正後
	<p><del>除く。)</del></p> <p><del>④ 個人情報を含む紙媒体は、原則、施錠可能な場所に保管すること。</del></p> <p><del>⑤ 市が電子媒体により管理する場合は、暗号化等のセキュリティ対策を講ずること。</del></p> <p><del>⑥ 市長は、情報の更新、災害応急対策の完了等によって不要となった個人情報を、市長以外の者が保有するものは返納させ、確実に速やかに廃棄し、または消去すること。</del></p> <p>なお、避難支援等関係者に避難行動要支援者の個人情報を提供するにあたり、使用目的（災害時、日ごろの見守り）以外で使用しない旨の誓約書等を結び、その情報管理に万全の注意を払うものとする。</p>		
震-46 風-47	<p>7) 避難支援等関係者の安全措置</p> <p>避難支援者の安全を確保するため、避難支援等関係者等の関係者が話し合って支援ルールを（略）</p>	<p>7) 避難支援等関係者の安全措置</p> <p>避難支援者の安全を確保するため、避難支援等関係者等の関係者が話し合って支援ルールを（略）</p>	<p>7) 避難支援等関係者の安全措置</p> <p>避難支援者の安全を確保するため、避難支援等関係者が話し合って支援ルールを（略）</p>
震-47 風-48	<p>(3) 防災設備等の整備 (略)</p> <p>また、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。さらに、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を努める。</p> <p>(4) 避難施設等の整備・拡充</p> <p>市は、要配慮者や避難生活により支援が必要となった者のうち、避難所内の一般避難スペースでの避難生活が困難な者に備えて、<u>デイサービスセンター及び小規模多機能型居宅介護支援事業所</u>等の老人福祉施設や障がい者支援施設等と協議し、福祉避難所指定の協定締結を結ぶ等、福祉避難所整備の促進を図るとともに、平時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知に努める。</p>	<p>(3) 防災設備等の整備 (略)</p> <p>また、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。さらに、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を<u>進める</u>。</p> <p>(4) 避難施設等の整備・拡充</p> <p>市は、要配慮者や避難生活により支援が必要となった者のうち、避難所内の一般避難スペースでの避難生活が困難な者に備えて、<u>特別養護老人ホーム</u>等の老人福祉施設や障がい者支援施設等と協議し、福祉避難所指定の協定締結を結ぶ等、福祉避難所整備の促進を図るとともに、平時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知に努める。</p>	<p>(3) 防災設備等の整備 (略)</p> <p>また、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。さらに、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を<u>進める</u>。</p> <p>(4) 避難施設等の整備・拡充</p> <p>市は、要配慮者や避難生活により支援が必要となった者のうち、避難所内の一般避難スペースでの避難生活が困難な者に備えて、<u>特別養護老人ホーム</u>等の老人福祉施設や障がい者支援施設等と協議し、福祉避難所指定の協定締結を結ぶ等、福祉避難所整備の促進を図るとともに、平時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知に努める。</p>

該当ページ	該当記述	修正案	修正後
	<p>(略) 避難所への手話通訳及び<u>介護ボランティア等の派遣ができるよう印西市社会福祉協議会等との連携</u>など要配慮者に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。</p> <p>(略)</p> <p>また、避難所への手話通訳、<u>介護ボランティア等の派遣ができるよう印西市社会福祉協議会等との連携に努める。</u></p>	<p>(略) 避難所への手話通訳及び<u>専門的介護を行う専門ボランティア等の派遣ができるよう要配慮者に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>また、避難所への手話通訳、<u>専門的介護を行う専門ボランティア等の派遣ができるよう対策を講じる。</u></p>	<p>(略) 避難所への手話通訳及び<u>専門的介護を行う専門ボランティア等の派遣ができるよう要配慮者に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>また、避難所への手話通訳、<u>専門的介護を行う専門ボランティア等の派遣ができるよう対策を講じる。</u></p>
震-48 風-49	<p>3 外国人への対応</p> <p>(略)</p> <p>また、通訳派遣等に関し、ボランティア団体 (略)</p> <p>(3) 防災体制の整備内の「協働」</p>	<p>3 外国人への対応</p> <p>(略)</p> <p>また、通訳派遣等に関し、<u>県</u>やボランティア団体 (略)</p> <p>(3) 「協働」を「連携」に修正</p>	<p>3 外国人への対応</p> <p>(略)</p> <p>また、通訳派遣等に関し、<u>県</u>やボランティア団体 (略)</p> <p>(3) 「協働」を「連携」に修正します。</p>
震-50 風-51	<p>4) 市の備蓄</p> <p>① (略)</p> <p>なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、地域特性や要配慮者・女性、子供の避難生活等に配慮する。</p>	<p>4) 市の備蓄</p> <p>① (略)</p> <p>なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、地域特性や要配慮者、<u>子供、男女のニーズの違い</u>に配慮する。</p>	<p>4) 市の備蓄</p> <p>① (略)</p> <p>なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、地域特性や要配慮者、<u>子供、男女のニーズの違い</u>に配慮する。</p>
震-60 風-61	<p>◎防災関係機関派遣職員 杵内</p> <p>本部長の派遣要請により、防災関係機関から派遣された職員</p>	<p>本部長の派遣要請により、<u>印西地区消防組合、印西地区環境整備事業組合、印西地区衛生組合等の</u>防災関係機関から派遣された職員</p>	<p>◎防災関係機関派遣職員 杵内を次のとおり修正します。</p> <p>本部長の派遣要請により、<u>印西地区消防組合、印西地区環境整備事業組合、印西地区衛生組合等の</u>防災関係機関から派遣された職員</p>
震-61 風-62	<p>市民相談班の事務分掌</p> <p>(6) 本部会議</p> <p>本部長 (市長) は、災害対策を推進するため、本部長、副本部長、(略)</p>	<p>市民相談班の事務分掌</p> <p>(6) 本部会議</p> <p>本部長 (市長) は、災害対策を推進するため、本部長 (<u>市長</u>)、副本部長、(略)</p>	<p>市民相談班の事務分掌</p> <p>(6) 本部会議</p> <p>本部長 (市長) は、災害対策を推進するため、本部長 (<u>市長</u>)、副本部長、(略)</p>
震-64 風-65	<p>8 交通安全対策にかかわる連絡調整に関すること</p>	<p>(削除)</p>	<p>削除します。</p>

該当ページ	該 当 記 述	修 正 案	修 正 後
震-65 風-66	福祉班の事務分掌 子ども福祉班の事務分掌 教育班の事務分掌	「医療班への医療職種（保健師・看護師・理学療法士・栄養士等）の応援・協力等に関する事」の追加	災害時においては、医療班だけでなく各班で人員不足が想定されます。各部間の職員の応援体制に関しては総務班の事務分掌となりますので、そちらで対応することとし、原案のままとします。
震-65 風-66	環境衛生班 班長等欄 ◎クリーン推進課長 ○環境保全課長	環境衛生班 班長等欄 ◎環境保全課長 ○クリーン推進課長  印西市行政組織規則 事務分掌による	環境衛生班 班長等欄 ◎ <u>環境保全課長</u> ○ <u>クリーン推進課長</u>
震-65 風-66	環境衛生班 事務分掌欄 1 災害廃棄物の収集及び処理に関する事 (略)  物資班 事務分掌欄 1 部内の連絡調整及び情報の収集、報告に関する事 と 2 生活必需品、その他日常応急物資の調達及び斡旋に関する事 (略)	環境衛生班 事務分掌欄 <u>1 部内の連絡調整及び情報の収集、報告に関する事</u> <u>と</u> <u>2 災害廃棄物の収集及び処理に関する事</u> (略)  物資班 事務分掌欄 <u>1 生活必需品、その他日常応急物資の調達及び斡旋に関する事</u> (略)	環境衛生班 事務分掌欄 <u>1 部内の連絡調整及び情報の収集、報告に関する事</u> <u>と</u> <u>2 災害廃棄物の収集及び処理に関する事</u> (略)  物資班 事務分掌欄 <u>1 生活必需品、その他日常応急物資の調達及び斡旋に関する事</u> (略)
震-65 風-66	物資班の事務分掌 1 部内の連絡調整及び (略)	該当箇所を削除	削除します。 以下の項目番号を1つずつ繰り上げます。
震-67 風-68	下水道課 事務分掌 1 2 家屋の浸水に対する応急措置に関する事 3	下水道課 事務分掌 1 <del>2 家屋の浸水に対する応急措置に関する事</del> 2	下水道課 事務分掌 1 災害応急措置に～ 2 管理施設の被害～

該当ページ	該当記述	修正案	修正後
震-81 風-85	(2) 印西地区消防組合の活動 印西地区消防組合は、「対策消防本部」等を設置し、消防長が本部長となり消防が行う災害応急活動の全般を指揮する。	(2) 印西地区消防組合の活動 印西地区消防組合は、「 <b>消防対策本部</b> 」等を設置し、消防長が本部長となり消防が行う災害応急活動の全般を指揮する。	(2) 印西地区消防組合の活動 印西地区消防組合は、「 <b>消防対策本部</b> 」等を設置し、消防長が本部長となり消防が行う災害応急活動の全般を指揮する。
震-78 風-82	(4) 要配慮者への広報 2) 外国人への広報 外国人への広報は、語学ボランティア及び (略)	(4) 要配慮者への広報 2) 外国人への広報 外国人への広報は、 <b>県</b> 、語学ボランティア及び (略)	(4) 要配慮者への広報 2) 外国人への広報 外国人への広報は、 <b>県</b> 、語学ボランティア及び (略)
震-79 風-83	<相談窓口での相談事項例> ⑫女性の悩み、暴力相談等	<相談窓口での相談事項例> ⑫ <b>人権</b> 、女性の悩み、暴力相談等	<相談窓口での相談事項例> ⑫ <b>人権</b> 、女性の悩み、暴力相談等
震-85 風-89	1 (3) 災害警備活動要領 ⑧災害の拡大防止と二次災害の防止 ⑨報道発表 ⑩行方不明者の捜索及び迷子等の保護	1 (3) 災害警備活動要領 ⑧災害の拡大防止と二次災害の防止 ⑨ <b>報道発表</b> ⑩行方不明者の捜索及び迷子等の保護	1 (3) 災害警備活動要領 ⑧災害の拡大防止と二次災害の防止 ⑨行方不明者の捜索及び迷子等の保護
震-86 風-90	2 防犯対策 (略) また、市民相談班は、避難所における <b>窃盗</b> 等の犯罪を防止するため、教育班、避難所運営委員会等と協力して、(略)	2 防犯対策 (略) また、市民相談班は、避難所における <b>窃盗、性暴力</b> 等の犯罪を防止するため、教育班、避難所運営委員会等と協力して、(略)	2 防犯対策 (略) また、市民相談班は、避難所における <b>窃盗、性暴力</b> 等の犯罪を防止するため、教育班、避難所運営委員会等と協力して、(略)
震-87 風-91	【計画の体系・担当】 5 緊急輸送の実施の担当欄 土木班、本部班、施設管理班	【計画の体系・担当】 5 緊急輸送の実施の担当欄 <del>土木班</del> 本部班、施設管理班	【計画の体系・担当】 5 緊急輸送の実施の担当欄 本部班、施設管理班
震-88 風-92	2 緊急輸送道路の確保 (1) (略) 市に係る路線は、4路線である。この4路線以外に (略)  主要地方道 千葉竜ヶ崎線	2 緊急輸送道路の確保 (1) (略) 市に係る路線は、 <b>9</b> 路線である。この <b>9</b> 路線以外に (略)  主要地方道 千葉竜ヶ崎線	2 緊急輸送道路の確保 (1) (略) 市に係る路線は、 <b>9</b> 路線である。この <b>9</b> 路線以外に (略)  主要地方道 千葉竜ヶ崎線

該当ページ	該当記述	修正案	修正後
震-89 風-93	注) 2次路線：第1次緊急輸送道路と（略）	注) 2次路線：千葉県緊急輸送道路1次路線と（略）	注) 2次路線：千葉県緊急輸送道路1次路線と（略）
震-89 風-93	主要地方道 鎌ヶ谷本埜線	主要地方道 鎌ヶ谷本埜線	主要地方道 鎌ヶ谷本埜線
震-93	【計画の体系・担当】 6 要配慮者の支援	【計画の体系・担当】 6 要配慮者の支援 福祉班、子ども福祉班、教育班	【計画の体系・担当】 6 要配慮者の支援 福祉班、子ども福祉班、教育班
震-96	【計画の体系・担当】 7 要配慮者の支援	【計画の体系・担当】 7 要配慮者の支援 福祉班、子ども福祉班、教育班	【計画の体系・担当】 7 要配慮者の支援 福祉班、子ども福祉班、教育班
震-93 風-96	【計画の方針と目標】・避難行動要支援者の避難は、町内会・自治会等の避難支援等関係者が助け合っ て（略）	【計画の方針と目標】・避難行動要支援者の避難は、自主防災組織等の避難支援等関係者が助け合っ て（略）	【計画の方針と目標】・避難行動要支援者の避難は、自主防災組織等の避難支援等関係者が助け合っ て（略）
震-95 風-99	設定権者「警察官」 ○消防吏員または消防団長が火災の現場にいないと き、または消防吏員または消防団員の要求があった とき	設定権者「警察官」 ○消防吏員または消防団員が火災の現場にいないと き、または消防吏員または消防団員の要求があった とき	設定権者「警察官」 ○消防吏員または消防団員が火災の現場にいないと き、または消防吏員または消防団員の要求があった とき
震-96	3 避難誘導 2) の文中、「指定緊急避難場所」の標記 2) の文中、「高齢者等避難情報の発令」	「指定緊急避難場所」を「指定避難所」に修正 「高齢者等避難情報の発令」	「指定避難所」に修正します。 「高齢者等避難の発令」とします。
震-97 風-101	(2) 避難所の運営 避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する 等引き続き救助を要する者及びそのおそれがある者 に対して、避難所を開設し受入れ保護する。なお、被 災者のプライバシー及び安全の確保（略）	(2) 避難所の運営 <del>避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する 等引き続き救助を要する者及びそのおそれがある者 に対して、避難所を開設し受入れ保護する。</del> なお、被 災者のプライバシー及び安全の確保（略） ※前項と同じ内容が記載されている	(2) 避難所の運営 避難所の運営は、被災者のプライバシー及び安全の 確保（略）

該当ページ	該当記述	修正案	修正後
震-97 風-101	<p>(2) 避難所の運営 (略) 高齢者や障害者をはじめとする要配慮者、<u>女性への配慮</u>、ペット対策、感染症対策及び性暴力・DVの発生防止などについても適切に対応するよう努めるものとする。 (略) 1) (略) また、委員会には女性の参画を促し、<u>プライバシーの確保</u>など女性の視点をとり入れた避難所運営に努める。</p>	<p>(2) 避難所の運営 (略) 高齢者や障害者をはじめとする要配慮者<u>や災害から受ける影響やニーズの男女の違いに対する</u>配慮、ペット対策、感染症対策及び性暴力・DV<u>や虐待</u>の発生防止などについても適切に対応するよう努めるものとする。 (略) 1) (略) また、委員会には女性の参画を促し、<u>プライバシー及び安全の確保や多様なニーズ・リスクへの対応</u>など女性の視点をとり入れた避難所運営に努める。</p>	<p>2) 避難所の運営 (略) 高齢者や障害者をはじめとする要配慮者<u>や災害から受ける影響やニーズの男女の違いに対する</u>配慮、ペット対策、感染症対策及び性暴力・DV<u>や虐待</u>の発生防止などについても適切に対応するよう努めるものとする。 (略) 1) (略) また、委員会には女性の参画を促し、<u>プライバシー及び安全の確保や多様なニーズ・リスクへの対応</u>など女性の視点をとり入れた避難所運営に努める。</p>
震-97 風-101	<p>&lt;避難所の運営項目&gt; ⑦ 要配慮者への配慮</p>	<p>&lt;避難所の運営項目&gt; ⑦ 要配慮者<u>等</u>への配慮</p>	<p>&lt;避難所の運営項目&gt; ⑦ 要配慮者<u>等</u>への配慮</p>
震-98 風-102	<p>2) 状況により避難生活が長期化するような～必要な資器材の備蓄や、速やかに調達する。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、段ボールベッド、畳・パーティション、(略)  季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。</p>	<p>2) 状況により避難生活が長期化するような～必要な資器材の備蓄<u>や、を行うとともに速やかに</u>調達する。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、段ボールベッド・<u>畳</u>・<u>パーティション</u>、(略)  「季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。」とあるが、具体的には？</p>	<p>2) 状況により避難生活が長期化するような～必要な資器材の備蓄<u>を行うとともに、不足品については速やかに</u>調達する。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、段ボールベッド・<u>畳</u>、パーティション、(略)  寒さ対策、暑さ対策の資器材の備蓄等を指します。</p>
震-98 風-102	<p>5) 避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の<u>安全に配慮する</u>よう努めるものとする。また、警察、病院、</p>	<p>5) 避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DV<u>や虐待</u>の発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、<u>防犯ブザー等を配布する</u>、性暴力・DV<u>や虐待</u>についての注意喚起のためのポスターを<u>掲示</u>するなど、女性や子供等の<u>安全を確保する</u></p>	<p>5) 避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DV<u>や虐待</u>の発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、<u>防犯ブザー等を配布する</u>、性暴力・DV<u>や虐待</u>についての注意喚起のためのポスターを<u>掲示</u>するなど、女性や子供等の<u>安全を確保する</u></p>

該当ページ	該当記述	修正案	修正後
	女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。	よう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。	よう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
震-98 風-102	(3) 避難状況の報告及び記録 避難所を開設したときは、知事に対しその旨を報告する。 また、各避難所では、避難者名簿等の記録をとり、本部に報告する。	(3) 避難状況の報告及び記録 避難所を開設したときは、知事に対しその旨を報告する。 また、各避難所では、避難者名簿等の記録をとり、本部に報告する。 <u>特に要配慮者名簿にはないが配慮が必要になる妊婦、アレルギーや慢性疾患を有する人の情報については詳細に取りまとめること。</u>	(3) 避難状況の報告及び記録 避難所を開設したときは、知事に対しその旨を報告する。 また、各避難所では、避難者名簿等の記録をとり、本部に報告する。 <u>その際は、要配慮者、アレルギーや慢性疾患を有する人等の情報について詳細に取りまとめるものとする。</u>
震-99 風-103	5 在宅避難 (2) (略) 避難所の避難者と同様の支援を行うように努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症 (いわゆるエコノミークラス症候群) の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。	5 在宅避難 (2) (略) 避難所の避難者と同様の支援を行うように努める。 <del>特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症 (いわゆるエコノミークラス症候群) の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。</del>  車中泊は在宅避難ではないのではないかと。  「特に」以降の対応はどの班が実施するのか。	社会状況の変化もあり在宅避難のみならず、分散避難の重要性も増してきているので、次のとおり修正します。また、「特に」以降の対応は「第7節 応急医療」において医療班が実施することとなっております。  5 在宅避難・分散避難 (2) 在宅避難者・分散避難者への支援 教育班は、在宅避難を継続している避難者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の分散避難を継続している被災者の所在地、ニーズ等の情報を把握し、避難所運営委員会、自主防災組織等と協力して、物資等の配布、情報の伝達等、避難所の避難者と同様の支援を行うように努める。 <u>特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症 (いわゆるエコノミークラス症候群) の予防のため、必要に応じ医療班の巡回訪問等により健康相談や保健指導を実施する。</u>

該当ページ	該当記述	修正案	修正後
震-99 風-103	(2) 福祉避難所の開設 福祉班は、避難生活が長期化する場合等、必要と認める場合には、小・中学校、公民館、コミュニティセンター、保健センター等の公共施設や <del>デイサービスセンター及び小規模多機能型居宅介護支援事業所</del> 等の老人福祉施設、障がい者支援施設等に福祉避難所を開設し、避難所での生活が困難な要配慮者を収容する。	(2) 福祉避難所の開設 福祉班及び子ども福祉班は、避難生活が長期化する場合等、必要と認める場合には、小・中学校、公民館、コミュニティセンター、保健センター等の公共施設や <del>特別養護老人ホーム</del> 等の老人福祉施設、障がい者支援施設等に福祉避難所を開設し、避難所での生活が困難な要配慮者を収容する。	(2) 福祉避難所の開設 福祉班及び子ども福祉班は、避難生活が長期化する場合等、必要と認める場合には、小・中学校、公民館、コミュニティセンター、保健センター等の公共施設や <del>特別養護老人ホーム</del> 等の老人福祉施設、障がい者支援施設等に福祉避難所を開設し、避難所での生活が困難な要配慮者を収容する。
震-99 風-103	7 避難所等の閉鎖 閉鎖に当たっては、あらかじめ避難者に対し、閉鎖を予告し、地域的に統廃合し、順次閉鎖をするものとする。	7 避難所等の閉鎖 閉鎖に当たっては、あらかじめ避難者に対し、閉鎖を <del>通告予告</del> し、地域的に統廃合し、順次閉鎖をするものとする。	7 避難所等の閉鎖 閉鎖に当たっては、あらかじめ避難者に対し、閉鎖を <del>通告</del> し、地域的に統廃合し、順次閉鎖をするものとする。
震-101 風-105	【計画の方針と目標】 ● 多数の傷病者が発生した場合は、高花保健福祉センターに救護所を設置し、医師会の救護班による傷病者のトリアージ、応急手当を行う。	【計画の方針と目標】 ● 多数の傷病者が発生した場合は、 <del>高花保健福祉センター</del> に救護所を設置し、医師会の救護班による傷病者のトリアージ、応急手当を行う。	【計画の方針と目標】 ● 多数の傷病者が発生した場合は、救護所を設置し、医師会の救護班による傷病者のトリアージ、応急手当を行う。
震-101 102 風-105 106	1 医療救護活動 (1) 市救護本部の設置 (略) また、印旛保健所に合同救護本部が設置された場合は、連絡員を派遣し、連携した対応を行う。 (略) (3) 医療情報の収集と提供 医療班は、印旛市郡医師会及び県等との連携のもと、次の医療に関する情報を収集するとともに関係機関に提供する。 (略)  (5) 救護所の運営	1 医療救護活動 (1) 市救護本部の設置 (略) また、印旛保健所 <del>に</del> が合同救護本部 <del>が</del> を設置 <del>され</del> した場合は、連絡員を派遣し、連携した対応を行う。 (略) (3) 医療情報の収集と提供 <del>医療班は、印旛市郡医師会及び県等との連携のもと、次の医療に関する情報を収集するとともに関係機関に提供する。</del> <u>EMIS (広域災害・救急医療情報システム) を活用し、医療に関する情報を収集し、関係機関に提供する。</u> (略) (5) 救護所の運営	1 医療救護活動 (1) 市救護本部の設置 (略) また、印旛保健所 <del>に</del> が合同救護本部 <del>が</del> を設置 <del>され</del> した場合は、連絡員を派遣し、連携した対応を行う。 (略) (3) 医療情報の収集と提供 <u>EMIS (広域災害・救急医療情報システム) を活用し、医療に関する情報を収集し、関係機関に提供する。</u> (略) (5) 救護所の運営

該当ページ	該当記述	修正案	修正後
	<p>〈救護所での活動〉</p> <p>① 負傷者の緊急度の判定</p> <p>② 後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定</p> <p>③ 負傷者の応急処置</p> <p>④ 助産</p> <p>⑤ 死亡の確認</p>	<p>〈救護所での活動〉</p> <p>① 負傷者の緊急度の判定</p> <p>② 後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定</p> <p>③ 負傷者の応急処置</p> <p><del>④ 助産</del></p> <p>④ 死亡の確認</p>	<p>〈救護所での活動〉</p> <p>① 負傷者の緊急度の判定</p> <p>② 後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定</p> <p>③ 負傷者の応急処置</p> <p>④ 死亡の確認</p>
震-103 風-107	<p>(1) 巡回医療 (略)</p> <p>なお、県災害本部内に災害派遣精神医療チーム(DPAT)調整本部が設置され、必要に応じて印旛保健所にDPAT活動拠点本部等が設置されるため、必要に応じて連携して活動を行う。</p>	<p>(1) 巡回医療 (略)</p> <p>なお、県災害本部内に災害派遣精神医療チーム(DPAT)調整本部が設置され、必要に応じて印旛保健所等にDPAT活動拠点本部等が設置されるため、必要に応じて連携して活動を行う。</p>	<p>(1) 巡回医療 (略)</p> <p>なお、県災害本部内に災害派遣精神医療チーム(DPAT)調整本部が設置され、必要に応じて印旛保健所等にDPAT活動拠点本部等が設置されるため、必要に応じて連携して活動を行う。</p>
震-104 風-108	<p>【計画の体系・担当】</p> <p>4 障害物の除去 土木班</p>	<p>【計画の体系・担当】</p> <p>4 障害物の除去 土木班、住宅班</p>	<p>【計画の体系・担当】</p> <p>4 障害物の除去 土木班、住宅班</p>
震-106 風-110	<p>4 障害物の除去</p> <p>(3) 住宅関係の障害物の除去</p> <p>土木班は、住居またはその周辺に (略)</p>	<p>4 障害物の除去</p> <p>(3) 住宅関係の障害物の除去</p> <p>住宅班は、住居またはその周辺に (略)</p>	<p>4 障害物の除去</p> <p>(3) 住宅関係の障害物の除去</p> <p>住宅班は、住居またはその周辺に (略)</p>
震-105 風-109	<p>2 保健活動</p> <p>(1) 巡回医療</p> <p>医療班は、印旛市郡医師会、印旛保健所等との連携のもと医療救護班を編成して巡回医療を行い、被災者の健康状態の把握、栄養指導、精神保健相談等の健康管理を行う。</p> <p>(2) 入浴情報の提供</p> <p>医療班は、入浴施設に関する情報を提供する。</p> <p>(3) 食中毒等の予防</p> <p>医療班は、被災者等への食品衛生知識の普及や避難所等における食品衛生指導及び検査の徹底を図る。</p> <p>(4) 避難所の防疫措置</p>	<p><del>2 保健活動</del></p> <p><del>(1) 巡回医療</del></p> <p><del>医療班は、印旛市郡医師会、印旛保健所等との連携のもと医療救護班を編成して巡回医療を行い、被災者の健康状態の把握、栄養指導、精神保健相談等の健康管理を行う。</del></p> <p><del>(2) 入浴情報の提供</del></p> <p><del>医療班は、入浴施設に関する情報を提供する。</del></p> <p><del>(3) 食中毒等の予防</del></p> <p><del>医療班は、被災者等への食品衛生知識の普及や避難所等における食品衛生指導及び検査の徹底を図る。</del></p> <p><del>(4) 避難所の防疫措置</del></p>	<p>削除します。</p> <p>併せて【計画の体系・担当】内の2 保健活動も削除します。</p> <p>また、以降の項目の数字を1つずつ繰り上げます。</p>

該当ページ	該当記述	修正案	修正後
	医療班及び環境衛生班は、消毒薬剤及び殺虫剤を散布するとともに、衣服の日光消毒、手洗いの励行等について指導する。	医療班及び環境衛生班は、消毒薬剤及び殺虫剤を散布するとともに、衣服の日光消毒、手洗いの励行等について指導する。  震-97、103、105 に同様の記載があるため	
震-105 風-109	(1) 印西クリーンセンターにおける措置	全文削除	災害廃棄物の処理において印西クリーンセンターの早期稼働は重要であるため削除はしませんが、内容を整理し次のとおり修正します。  (1) 印西クリーンセンターにおける措置 印西地区環境整備事業組合は、ライフラインの途絶、燃料の供給停止等により印西クリーンセンターの稼働が停止した場合は、早期稼働に努める。
震-105 106 風-109 110	(2) 処理体制の確立 (略) また、印西地区環境整備事業組合と環境衛生班は、(略)  (3) 協力要請 印西地区環境整備事業組合は、平常時の処理体制が(略) (4) がれき処理 環境衛生班は、がれき等の大量発生が予想される場合、印西地区環境整備事業組合と協力して一時保管等を行える広さ、搬入・搬出の利便性、汚水対策等に優れた仮置き場を確保し、搬入措置をとる。	(2) 処理体制の確立 (略) また、環境衛生班と印西地区環境整備事業組合は、(略)  (3) 協力要請 環境衛生班と印西地区環境整備事業組合は、平常時の収集処理体制が(略) (4) がれき処理 環境衛生班は、がれき等の大量発生が予想される場合、一時保管等を行える広さ、搬入・搬出の利便性、汚水対策等に優れた仮置き場を確保し、印西地区環境整備事業組合と協力して搬入措置をとる。	(2) 処理体制の確立 (略) また、環境衛生班と印西地区環境整備事業組合は、(略)  (3) 協力要請 環境衛生班と印西地区環境整備事業組合は、平常時の収集処理体制が(略) (4) がれき処理 環境衛生班は、がれき等の大量発生が予想される場合、一時保管等を行える広さ、搬入・搬出の利便性、汚水対策等に優れた仮置き場を確保し、印西地区環境整備事業組合と協力して搬入措置をとる。
震-109 風-113	(1) 遺体の埋火葬の対象 (略) ②災害のため埋葬等を行うことが困難な場合 (略) (3) 埋火葬 遺体は印西斎場で火葬する。	(1) 遺体の埋火葬の対象 (略) ②災害のため遺族が埋葬等を行うことが困難な場合 (略) (3) 埋火葬 遺体は印西斎場で火葬する。	(1) 遺体の埋火葬の対象 (略) ②災害のため遺族が埋火葬を行うことが困難な場合 (略) (3) 火葬 遺体は印西斎場で火葬する。

該当ページ	該当記述	修正案	修正後
震-109 風-113	2 (2) 遺体安置所の設置 福祉班は、遺体の検案、安置等を行うために被災地に近い公共施設に遺体安置所を設置する。棺、ドライアイス等必要な資機材は葬儀業者等から確保する。	2 (2) 遺体安置所の設置 福祉班は、遺体の検案、安置等を行うために被災地に近い公共施設に遺体安置所を設置する。 <u>設置基準として、複数区画（検視区画、遺体安置区画、身元確認区画）が設置可能なスペースを有し、車両搬送及び1階での作業が可能であり、遺体を洗浄する水道設備を有する施設とする。</u> 棺、ドライアイス等必要な資機材は葬儀業者等から確保する。	2 (2) 遺体安置所の設置 福祉班は、遺体の検案、安置等を行うために被災地に近い公共施設に遺体安置所を設置する。 <u>設置基準として、複数区画（検視区画、遺体安置区画、身元確認区画）が設置可能なスペースを有し、車両搬送及び1階での作業が可能であり、遺体を洗浄する水道設備を有する施設とする。</u> 棺、ドライアイス等必要な資機材は葬儀業者等から確保する。
震-113 風-117	(3) 食料の確保 (略) 業者等からの調達による粉ミルク（調製粉乳）とする。	(3) 食料の確保 (略) 業者等からの調達による <u>液体ミルク</u> 、粉ミルク（調製粉乳）とする。	液体ミルク、粉ミルク、固形ミルクがあるため次のとおり修正します。  (3) 食料の確保 (略) 業者等からの調達による <u>粉ミルク等</u> とする。
震-114 風-118	4 救援物資の受入れ・管理 (3) 救援物資の集積・配送 (略) 集積された物資は、ボランティアの協力を得て、仕分け作業を行い、避難所等へ配分する。	4 救援物資の受入れ・管理 (3) 救援物資の集積・配送 (略) 集積された物資は、ボランティアの協力を得て、仕分け作業を行い、避難所等へ配分する。 <u>要配慮者用の物資については一般物資と管理を別にし、適切に管理する。</u>	4 救援物資の受入れ・管理 (3) 救援物資の集積・配送 (略) 集積された物資は、ボランティアの協力を得て、仕分け作業を行い、避難所等へ配分する。 <u>要配慮者用の物資については一般物資と分け、適切に管理する。</u>
震-116	【計画の方針と目標】内にある「宅地危険度判定」  1 被災建築物の応急危険度判定 (2) (略) 次いで共同住宅、戸建て住宅の危険度判定（第二次）を実施する。	【計画の方針と目標】内にある「宅地危険度判定」を「 <u>被災宅地危険度判定</u> 」に修正  1 被災建築物の応急危険度判定 (2) (略) 次いで共同住宅、戸建て住宅の <u>応急危険度判定</u> （第二次）を実施する。	【計画の方針と目標】内にある「宅地危険度判定」を「 <u>被災宅地危険度判定</u> 」に修正します。  1 被災建築物の応急危険度判定 (2) (略) 次いで共同住宅、戸建て住宅の <u>応急危険度判定</u> （第二次）を実施する。
震-114 風-118	〈生活必需品の例〉 ③肌着・・・シャツ、パンツ等 ⑦日用品・・・石鹸、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨等	〈生活必需品の例〉 ③肌着・・・シャツ、パンツ、 <u>女性（女兒）用下着等</u> ⑦日用品・・・石鹸、ティッシュペーパー、 <u>生理用品、紙おむつ</u> 、歯ブラシ、 <u>洗面用具</u> 等	〈生活必需品の例〉 ③肌着・・・シャツ、パンツ、 <u>女性（女兒）用下着等</u> ⑦日用品・・・石鹸、ティッシュペーパー、 <u>生理用品、紙おむつ</u> 、歯ブラシ、 <u>洗面用具</u> 等

該当ページ	該当記述	修正案	修正後
震-122 風-126	3 消防の広域応援要請 (1) 広域消防応援体制 1) (略) 2) 全国の消防機関は、「大規模災害消防応援実施計画」に基づき、応援が必要と認めるときは、都道府県ごとの応援出動計画に基づき応援活動を実施する。 3) (略)	3 消防の広域応援要請 (1) 広域消防応援体制 1) (略) 2) 全国の消防機関は、「 <u>緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱</u> 」に基づき「 <u>応援等実施計画</u> 」を策定し、応援が必要と認めるときは、都道府県ごとの応援出動計画に基づき応援活動を実施する。 3) (略)	3 消防の広域応援要請 (1) 広域消防応援体制 1) (略) 2) 全国の消防機関は、「 <u>緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱</u> 」に基づき「 <u>応援等実施計画</u> 」を策定し、応援が必要と認めるときは、都道府県ごとの応援出動計画に基づき応援活動を実施する。 3) (略)
震-125 風-129	2 下水道施設下水道班は、「印西市下水道BCP」(平成27年3月)に基づき、	2 下水道施設下水道班は、「印西市下水道BCP」( <u>令和3年3月</u> )に基づき、	2 下水道施設下水道班は、「印西市下水道BCP」( <u>令和3年3月</u> )に基づき、
震-125 風-129	3 電力施設 東京電力パワーグリッド株式会社は、「非常災害対策マニュアル」に基づき、台風、地震、雪害、その他非常災害時に対する会社の組織運営について定め、人身事故の防止並びに設備被害を早期に復旧する。 また、感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、次の事項に注意するよう広報活動を実施するとともに、広報車等により直接該当する地域へ周知する。 大規模な災害発生のおそれがある場合は、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認のうえリスト化するように努めるものとする。	3 電力施設 東京電力パワーグリッド株式会社は、「 <del>非常災害対策マニュアル</del> 」に基づき、 <del>台風、地震、雪害、その他非常災害発生時には</del> に対する会社の組織運営について定め、 <del>人身事故の防止並びに</del> 設備被害状況を把握し、 <del>を早期に</del> 復旧対策を講じる。 また、感電事故並びに漏電による出火等を防止するため、 <del>ホームページ</del> 、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、次の事項に注意するよう広報活動を実施するとともに、広報車等により直接該当する地域へ周知する。 <del>大規模な災害発生のおそれがある場合は、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認のうえリスト化するように努めるものとする。</del>	3 電力施設 東京電力パワーグリッド株式会社は、台風、地震、雪害、その他非常災害発生時には設備被害状況を把握し、復旧対策を講じる。 また、感電事故並びに漏電による出火等を防止するため、 <del>ホームページ</del> 、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、次の事項に注意するよう広報活動を実施するとともに、広報車等により直接該当する地域へ周知する。
震-125	〈電気に関する広報事項〉 ②電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の以上を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ通報すること	〈電気に関する広報事項〉 ②電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の以上を発見した場合は、速やかに <del>カスタマー</del> コンタクトセンターへ通報すること	〈電気に関する広報事項〉 ②電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の以上を発見した場合は、速やかに <del>コンタクト</del> センターへ通報すること

該当ページ	該当記述	修正案	修正後																		
	⑤屋外へ避難するときは、安全器またはブレーカーを必ずきること ⑥地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと	⑤地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと ⑥屋外へ避難するときは、安全器またはブレーカーを必ずきること	⑤地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと ⑥屋外へ避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること																		
震-129 風-132	【計画の体系・担当】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 災害時の対応</td> <td>教育班、福祉班</td> </tr> <tr> <td>4 応急保育</td> <td>福祉班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	1 災害時の対応	教育班、福祉班	4 応急保育	福祉班	【計画の体系・担当】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 災害時の対応</td> <td>教育班、<u>子ども</u>福祉班</td> </tr> <tr> <td>4 応急保育</td> <td><u>子ども</u>福祉班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	1 災害時の対応	教育班、 <u>子ども</u> 福祉班	4 応急保育	<u>子ども</u> 福祉班	【計画の体系・担当】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 災害時の対応</td> <td>教育班、<u>子ども</u>福祉班</td> </tr> <tr> <td>4 応急保育</td> <td><u>子ども</u>福祉班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	1 災害時の対応	教育班、 <u>子ども</u> 福祉班	4 応急保育	<u>子ども</u> 福祉班
項目	担当																				
1 災害時の対応	教育班、福祉班																				
4 応急保育	福祉班																				
項目	担当																				
1 災害時の対応	教育班、 <u>子ども</u> 福祉班																				
4 応急保育	<u>子ども</u> 福祉班																				
項目	担当																				
1 災害時の対応	教育班、 <u>子ども</u> 福祉班																				
4 応急保育	<u>子ども</u> 福祉班																				
震-129 風-132	1 災害時の対応 (1) 児童・生徒及び園児の避難 (略) 保護者等に対しては、スクールメール等を活用し、施設の被災情報や安否情報等を速やかに提供する体制を整える。	1 災害時の対応 (1) 児童・生徒及び園児の避難 (略) 保護者等に対しては、 <u>スクールメール連絡メール</u> 等を活用し、施設の被災情報や安否情報等を速やかに提供する体制を整える。	1 災害時の対応 (2) 児童・生徒及び園児の避難 (略) 保護者等に対しては、 <u>連絡メール</u> 等を活用し、施設の被災情報や安否情報等を速やかに提供する。																		
震-130 風-133	(2) 災害復旧時の体制 (略) なお、避難所等に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合は、教育班に連絡し他の公共施設の確保を図るなど、早急に授業の再開ができるよう努める。 (略) (3) 応急教育の実施 (略) 必要がある場合は疎開先を訪問するなどの措置をとる。	(2) 応急教育の実施 (略) 必要がある場合は <u>避難先疎開先</u> を訪問するなどの措置をとる。 (3) 災害復旧時の体制 (略) なお、 <u>学校</u> を避難所等に <u>学校</u> を提供したため、長期間 <u>校舎学校</u> が使用不可能な場合は、教育班に連絡し他の公共施設の確保を図るなど、早急に授業の再開ができるよう努める。 教育班は、被災学校ごとに担当者を定め、情報及び指令の伝達に万全を期す。  (2) と (3) の順が逆の方がよい。 「他の公共施設の確保を図るなど、早急に授業の再開ができるよう努める。」とあるが、学校を他で開くのか、避難所を移動するのか？	(2) 応急教育の実施 (略) 必要がある場合は <u>避難先</u> を訪問するなどの措置をとる。 (3) 災害復旧時の体制 (略) なお、 <u>学校</u> を避難所等に提供したため、長期間 <u>校舎</u> が使用不可能な場合は、教育班に連絡し他の公共施設の確保を図るなど、早急に授業の再開ができるよう努める。 教育班は、被災学校ごとに担当者を定め、情報及び指令の伝達に万全を期す。  避難所の縮小、集約等による学校の再開を想定しています。																		

該当ページ	該当記述	修正案	修正後
震-130 風-133	<p>(4) 学校給食の措置 学校再開に合わせ、学校給食が再開できるように努める。再開する場合は、施設設備の消毒、調理関係者の健康管理、衛生等に十分留意する。 施設を炊出し等に利用する場合、食材等の入手が困難な場合等は、一時中止する。</p> <p>(5) 健康管理 災害の状況により、被災学校等の教職員及び児童・生徒及び園児に対し感染症予防接種並びに健康診断、こころのケアについて、印旛保健所及び学校医、関係機関等と協議し実施する。</p>	<p>(4) 健康管理 災害の状況により、被災学校等の教職員及び児童・生徒及び園児に対し感染症予防接種並びに健康診断、こころのケアについて、印旛保健所及び学校医、関係機関等と協議し実施する。</p> <p>(5) 学校給食の措置 学校再開に合わせ、学校給食が再開できるように努める。再開する場合は、施設設備の消毒、調理関係者の<u>被災状況</u>、健康管理、衛生等に十分留意する。施設を炊出し等に利用する場合、食材等の入手が困難な場合等は、一時中止する。</p> <p>※ (4) と (5) の順が逆の方がよい。</p>	<p>(4) 健康管理 災害の状況により、被災学校等の教職員及び児童・生徒及び園児に対し感染症予防接種並びに健康診断、こころのケアについて、印旛保健所及び学校医、関係機関等と協議し実施する。</p> <p>(5) 学校給食の措置 学校再開に合わせ、学校給食が再開できるように努める。再開する場合は、施設設備の消毒、調理関係者の<u>被災状況</u>、健康管理、衛生等に十分留意する。施設を炊出し等に利用する場合、食材等の入手が困難な場合等は、一時中止する。</p>
震-131 風-134	<p>4 応急保育 (略) また、被災者の復旧を支援するため、学童クラブ等においては被災者の児童及び園児を一時的に預かる応急保育を実施する。</p>	<p>4 応急保育 (略) また、被災者の復旧を支援するため、学童クラブ等においては被災者の児童<u>及び園児</u>を一時的に預かる応急保育を実施する。</p>	<p>4 応急保育 (略) また、被災者の復旧を支援するため、学童クラブにおいては被災者の児童を一時的に預かる応急保育を実施する。</p>
震-131 風-134	<p>② 有形文化財は、収蔵・展示施設が被災した場合、県、市及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、保護する。</p>	<p>② 有形文化財は、収蔵・展示施設が被災した場合、<u>県、市及び地域住民</u>等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、保護する。</p>	<p>② 有形文化財は、収蔵・展示施設が被災した場合、市等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、保護する。</p>
震-133 風-136	<p>2 被災建築物の応急修理 (略) 居室、便所及び炊事場等 (略)</p>	<p>2 被災建築物の応急修理 (略) 居室、<u>トイレ</u>及び炊事場等 (略)</p>	<p>2 被災建築物の応急修理 (略) 居室、<u>トイレ</u>及び炊事場等 (略)</p>

該当ページ	該当記述	修正案	修正後
震-133 風-136	2 被災建築物の応急修理 市で処理不可能な場合は県が行い、市はこれを補助する。	削除	削除します。
震-133 風-136	(3) 建設 (略) 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置できる。 なお、建設にあたり、関東森林管理局千葉森林管理事務所、千葉県農林水産部に災害復旧用の木材の供給を要請する。	(3) 建設 (略) 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置する。 <del>なお、建設にあたり、関東森林管理局千葉森林管理事務所、千葉県農林水産部に災害復旧用の木材の供給を要請する。</del>	(3) 建設 (略) 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置する。  削除します。
震-136 風-139	(7) ボランティア保険 ボランティア保険は、災害ボランティアセンターで登録を行いボランティア各自の負担で加入する。	(7) ボランティア保険 ボランティア保険は、災害ボランティアセンターで登録を行い、 <u>原則として</u> ボランティア各自の負担で加入する。	(7) ボランティア保険 ボランティア保険は、災害ボランティアセンターで登録を行い、 <u>原則として</u> ボランティア各自の負担で加入する。
震-137 風-140	(1) 避難行動要支援者の安否確認 (略) 子ども福祉班は、(略) 遺児等の要保護児童についても、 <del>社会福祉協議会</del> や民生委員・児童委員等と連携して(略)	(1) 避難行動要支援者の安否確認 (略) 子ども福祉班は、(略) 遺児等の要保護児童についても、民生委員・児童委員等と連携して(略)	(1) 避難行動要支援者の安否確認 (略) 子ども福祉班は、(略) 遺児等の要保護児童についても、民生委員・児童委員等と連携して(略)
震-138 風-141	1 行目 (略) <u>ボランティア等による介護等を行う。</u>  (3) 巡回相談等の実施 (略) ケースワーカー、 <del>ボランティア等の専門家によるホームヘルプサービス</del> 、要介護(略)	1 行目 (略) <u>要配慮者の専門的介護を行う専門ボランティアボランティア等による介護等を行う。</u> (3) 巡回相談等の実施 (略) ケースワーカー、 <u>要配慮者の専門的介護を行う専門ボランティア等によるホームヘルプサービス</u> 、要介護(略)	1 行目 (略) <u>要配慮者の専門的介護を行う専門ボランティア</u> による介護等を行う。 (3) 巡回相談等の実施 (略) ケースワーカー、 <u>要配慮者の専門的介護を行う専門ボランティア等によるホームヘルプサービス</u> 、要介護(略)

該当ページ	該当記述	修正案	修正後												
震-138 風-141	(4) 在宅福祉サービスの継続的提供 福祉班は、被災した要配慮者に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣など、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。 <u>デイサービスセンター</u> 等の社会福祉施設の早期再開に努め、要配慮者に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。	(4) 在宅福祉サービスの継続的提供 福祉班は、被災した要配慮者に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣など、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。 <u>特別養護老人ホーム</u> 等の社会福祉施設の早期再開に努め、要配慮者に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。	(4) 在宅福祉サービスの継続的提供 福祉班は、被災した要配慮者に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣など、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。 <u>特別養護老人ホーム</u> 等の社会福祉施設の早期再開に努め、要配慮者に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。												
震-143 風-151	【計画の体系・担当】 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13 被災した家庭の児童・生徒及び園児等への支援</td> <td>教育班、福祉班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	13 被災した家庭の児童・生徒及び園児等への支援	教育班、福祉班	【計画の体系・担当】 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13 被災した家庭の児童・生徒及び園児等への支援</td> <td>教育班、<u>子ども</u>福祉班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	13 被災した家庭の児童・生徒及び園児等への支援	教育班、 <u>子ども</u> 福祉班	【計画の体系・担当】 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13 被災した家庭の児童・生徒及び園児等への支援</td> <td>教育班、<u>子ども</u>福祉班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	13 被災した家庭の児童・生徒及び園児等への支援	教育班、 <u>子ども</u> 福祉班
項目	担当														
13 被災した家庭の児童・生徒及び園児等への支援	教育班、福祉班														
項目	担当														
13 被災した家庭の児童・生徒及び園児等への支援	教育班、 <u>子ども</u> 福祉班														
項目	担当														
13 被災した家庭の児童・生徒及び園児等への支援	教育班、 <u>子ども</u> 福祉班														
震-145 風-153	〈郵便事業における措置〉 ①略 ②被災者が差し出す郵便物の料金免除 災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて郵便物の料金免除を実施するものとする。	〈郵便事業における措置〉 ①略 ②被災者が差し出す郵便物の料金免除 災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて <u>救助用</u> 郵便物の料金免除を実施するものとする。	〈郵便事業における措置〉 ①略 ②被災者が差し出す郵便物の料金免除 災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて <u>救助用</u> 郵便物の料金免除を実施するものとする。												
震-145 風-153	6 雇用の確保 (略) また、未払い賃金立替制度等の支援制度についても紹介等を行う。	6 雇用の確保 (略) <del>また、未払い賃金立替制度等の支援制度についても紹介等を行う。</del> ※特別に、震災など、災害を原因とした制度ではないものと考えられるため。	削除します。												
震-146 風-154	9 災害応急資金の融資 (1) 災害復興住宅融資 住宅の建設または購入者及び自宅の補修の場合に住宅金融支援機構が融資を行う。  (2) 中小企業者への融資資金 2行目 「高度化事業」及び「経営安定保障」	9 災害応急資金の融資 (1) 災害復興住宅融資 <u>(独立行政法人) 住宅金融支援機構が行う災害復興住宅融資に関する情報を周知する。</u>  (2) 中小企業者への融資資金 2行目 「高度化事業」及び「 <u>経営安定保障</u> 」→「高度化事業」及び「 <u>セーフティネット資金</u> 」に変更する。	9 災害応急資金の融資 (1) 災害復興住宅融資 <u>(独立行政法人) 住宅金融支援機構が行う災害復興住宅融資に関する情報を周知する。</u>  (2) 中小企業者への融資資金 2行目 「高度化事業」及び「 <u>セーフティネット資金</u> 」												

該当ページ	該当記述	修正案	修正後
震-146 風-154	(4) 宅地防災工事資金の融資 災害によって宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、崩壊または危険な状態にあると宅地が判断され、改善勧告または改善命令を受けた被災者を対象に宅地防災工事資金の融資が行われる。	(4) 宅地防災工事資金の融資 A案 災害によって宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 <u>または</u> 建築基準法に基づき、崩壊または危険な状態にあると宅地が判断され、改善勧告または又は改善命令を受けた被災者を対象に <u>宅地防災工事資金融資に関する情報を周知する。</u> B案 <u>宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事を行うよう地方公共団体から勧告または改善命令を受けた方が、擁壁の設置などの宅地防災工事を行うための資金の融資に関する情報を周知する。</u>	(4) 宅地防災工事資金の融資 災害によって宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 <u>または</u> 建築基準法に基づき、崩壊または危険な状態にあると宅地が判断され、改善勧告または又は改善命令を受けた被災者を対象に <u>宅地防災工事資金融資に関する情報を周知する。</u>
震-147 風-155	(2) 県要綱による支援金の対象となる自然災害及び市町村 自然災害により被害を受け、法の適用にならない次のいずれかに該当する市町村。 (略)	(2) 県要綱による支援金の対象となる自然災害及び市町村 自然災害により被害を受け、法の適用にならない次のいずれかに該当する市町村。 (略) 4) 全県で合計10世帯以上の全壊被害が発生した場合 5) 1市町村で5世帯以上の全壊被害が発生した場合	(2) 県要綱による支援金の対象となる自然災害及び市町村 自然災害により被害を受け、法の適用にならない次のいずれかに該当する市町村。 (略) 4) 全県で合計10世帯以上の全壊被害が発生した場合 5) 1市町村で5世帯以上の全壊被害が発生した場合
震-148 風-156	1 3 被災した家庭の児童・生徒及び園児等への支援 福祉班及び教育班は、災害によって被害を受け就学や保育等に係る費用の全部または一部を負担することができないと認めるときは (略)	1 3 被災した家庭の児童・生徒及び園児等への支援 <u>子ども</u> 福祉班及び教育班は、災害によって <u>被害を受けた家庭が被害を受け</u> 就学や保育等に係る費用の全部または一部を負担することができないと認めるときは (略)	1 3 被災した家庭の児童・生徒及び園児等への支援 <u>子ども</u> 福祉班及び教育班は、災害によって <u>被害を受けた家庭が</u> 就学や保育等に係る費用の全部または一部を負担することができないと認めるときは (略)
震-157	気象庁は、東海地震に関する観測データの変化に対応して、 <u>東海地震関連情報</u> を公表する。	「南海トラフ地震に関する情報」に変わっている。	変更されていることは承知しています。千葉県地域防災計画での修正状況も考慮し、今後検討します。

該当ページ	該当記述	修正案	修正後
震-173	2 下水道対策 (1) 施設等の保安措置 1) 下水道班は、ポンプ場の運転管理について、委託業者との連携の上、保安の徹底に努めるとともに、施設の被害を最小限にとどめ、排水能力の確保に	2 下水道対策 (1) 施設等の保安措置 1) 下水道班は、ポンプ場の運転管理について、委託業者との連携の上、保安の徹底に努めるとともに、 <b>管渠等を含めた下水道</b> 施設の被害を最小限にとどめ、排水能力の確保に	2 下水道対策 (1) 施設等の保安措置 1) 下水道班は、ポンプ場の運転管理について、委託業者との連携の上、保安の徹底に努めるとともに、 <b>管渠等を含めた下水道</b> 施設の被害を最小限にとどめ、排水能力の確保に
震-173	2 下水道対策 (2) 危険物等に対する措置 石油類等については、貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブの閉鎖、タンクローリーの貯蔵タンクへの移送中止、火気の使用制限等のほか、	2 下水道対策 (2) 危険物等に対する措置 石油類等については、貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブの閉鎖、 <b>タンクローリーの貯蔵タンクへの移送中止</b> 、火気の使用制限等のほか、	2 下水道対策 (2) 危険物等に対する措置 石油類等については、貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブの閉鎖、火気の使用制限等のほか、
震-173 -174	3 電気対策 (2) 人員の確保・資機材の点検整備等 1) 要員の確保 非常災害対策本(支)部構成員は、サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、・・・ 2) 資機材の確保 警戒宣言が発せられた場合、各本(支)部は、工具、車輛、舟艇、航空機、発電機車及び変圧器車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の数量確保及び緊急確保に努める。  (3) 施設の予防措置 警戒宣言が発せられたときは、東海地震予知情報等に基づき、電力施設に関する次に掲げる各号の予防措置を講じる。この場合において地震発生の危険性を鑑み、作業場の安全に十分配慮した判断を行うものとする。 1) 特別巡視及び特別点検等 東海地震予知情報等に基づき電力施設に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。	3 電気対策 (2) 人員の確保・資機材の点検整備等 1) 要員の確保 非常災害対策 <b>本(支)部</b> 構成態勢要員は、サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、・・・ 2) 資機材の確保 警戒宣言が発せられた場合、 <b>各本(支)部</b> は、工具、 <b>車輛車両</b> 、舟艇、 <b>航空機</b> 、発電機車及び変圧器車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の数量確保及び緊急確保に努める。  <del>(3) 施設の予防措置</del> <del>警戒宣言が発せられたときは、東海地震予知情報等に基づき、電力施設に関する次に掲げる各号の予防措置を講じる。この場合において地震発生の危険性を鑑み、作業場の安全に十分配慮した判断を行うものとする。</del> <del>1) 特別巡視及び特別点検等</del> <del>東海地震予知情報等に基づき電力施設に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。</del>	3 電気対策 (2) 人員の確保・資機材の点検整備等 1) 要員の確保 非常災害対策支部 <b>態勢</b> 要員は、サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、・・・ 2) 資機材の確保 警戒宣言が発せられた場合、支部は、工具、 <b>車両</b> 、舟艇、発電機車及び変圧器車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の数量確保及び緊急確保に努める。  (3) 広報 感電事故、漏電による火災を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。  広報内容 ②電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに <b>コンタクト</b> センターへ通報すること  ⑤地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントは直

該当ページ	該当記述	修正案	修正後
	<p>2) 通信網の確保 保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じて緊急時運用体制の確立を行う。 また、東日本電信電話（株）、鉄道、警察、消防および関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。</p> <p>3) 応急安全措置 仕掛け工事及び作業中の各電力施設については、状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。</p> <p>(4) 広報 感電事故、漏電による火災を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。</p> <p>広報内容 ②電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ通報すること</p> <p>⑤屋外へ避難するときは、安全器またはブレーカーを必ずきること ⑥地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと</p>	<p><del>2) 通信網の確保 保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じて緊急時運用体制の確立を行う。 また、東日本電信電話（株）、鉄道、警察、消防および関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。</del></p> <p><del>3) 応急安全措置 仕掛け工事及び作業中の各電力施設については、状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。</del></p> <p>(3) 広報 感電事故、漏電による火災を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。</p> <p>広報内容 ②電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに<del>カスタマー</del>コンタクトセンターへ通報すること</p> <p>⑤地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと ⑥屋外へ避難するときは、安全器またはブレーカーを必ずきること</p> <p>広報手段 ① ホームページによる広報 ②報道機関による広報 ③広報車等による広報</p>	<p>ちに抜くこと ⑥屋外へ避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること</p> <p>広報手段 ①ホームページによる広報 ②報道機関による広報 ③広報車等による広報</p>
震-179	<p>【計画の体系・担当】 担当 水道班、下水道班、教育班</p>	<p>【計画の体系・担当】 担当 水道班、下水道班、教育班</p>	<p>【計画の体系・担当】 担当 水道班、教育班</p>

該当ページ	該当記述	修正案	修正後
震-186	区分 <平常時> 7 情報の収集、伝達体制の確立 (1) 市、印西地区消防組合防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する体制を確立する。	区分 <平常時> 7 情報の収集、伝達体制の確立 (1) 市、印西地区消防組合等防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する体制を確立する。	区分 <平常時> 7 情報の収集、伝達体制の確立 (1) 市、印西地区消防組合等防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する体制を確立する。
震-186	区分 <警戒宣言が発令されてから地震発生まで> 2 情報の収集、伝達体制をとる 市、印西地区消防組合防災関係機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。	区分 <警戒宣言が発令されてから地震発生まで> 2 情報の収集、伝達体制をとる 市、印西地区消防組合等防災関係機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。	区分 <警戒宣言が発令されてから地震発生まで> 2 情報の収集、伝達体制をとる 市、印西地区消防組合等防災関係機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。
風-15 風-19	高崎川の記述を改める	高崎川・印旛沼流域	高崎川・印旛沼流域
風-15	表内の記載について	それぞれの「総雨量」はそれぞれの流域内のどの地点のものか、地点名を示したほうが理解されやすい。	各河川流域の総雨量と流域面積等も勘案して設定されているため、地点名の記載は難しいと考えます。
風-15	表内の記載について	高崎川の総雨量「668.7mm」のみ、他と異なり表示桁が細かい。気象庁の雨量観測は0.5mm単位であることを考えれば、他と同様の1mmまでの表示とするほうが適当。	高崎川の総雨量については、千葉県が公表しているものとなりますので、記載のとおりとします。
風-15	高崎川流域の総雨量 668.7 mm/1 日開	高崎川流域の総雨量 668.7 mm/1 日 ※高崎川の位置など図で示した方がイメージしやすいと思います。	高崎川流域の総雨量 668.7 mm/1 日 各河川の位置の示し方については、検討いたします。

該当ページ	該当記述	修正案	修正後
風-16、17、18		各区域図について、地名や駅名は浸水深の色のレイヤーより上にした方がわかりやすいと思います。	修正いたします。
風-19		予測結果表の合計が合わない。	被害数等には重複があるため、合計が合わない場合があります。次の一文を追記します。  ※「全河川」による被害予測は、各河川の被害の重複を除くため、合計が合わない場合があります。
【再掲】 風-20	2 土砂災害 <急傾斜地の位置>	随時、新規指定・指定箇所の見直しがあるため、基準年月を記載したほうが良い。	「令和3年3月」と記載します。
風-21	(3) 交通被害 JR東日本の(略)成田空港線が一部運休	(3) 交通被害 東日本旅客鉄道の(略)北総線・成田スカイアクセス線が一部運休	(3) 交通被害 東日本旅客鉄道の(略)北総線・成田スカイアクセス線が一部運休
風-24	(7) 事業継続体制の構築(BCP体制の構築) 災害時においても行政体としての重要業務を継続することができる事業継続計画(BCP)を策定し、事業継続に必要な体制を整備する。  震災編と表現を合わせたほうが良い	(7) 事業継続体制の見直し(BCP体制の見直し) 市は、災害時においても行政体としての重要業務を継続することができる事業継続計画(BCP)を策定している。実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。	(7) 事業継続体制の見直し(BCP体制の見直し) 市は、災害時においても行政体としての重要業務を継続することができる事業継続計画(BCP)を策定している。実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。
風-30	(1) 浸水想定区域の調査  (2) 災害危険区域	(1) 洪水浸水想定区域の調査  災害危険区域の法の位置づけはあるのでしょうか。「様々な建築の制限を幅広く検討する」←何法に基づいて制限をかけるのでしょうか	(1) 洪水浸水想定区域の調査  建築基準法第39条になります。

該当ページ	該当記述	修正案	修正後
風-34	<p>(4) 電力施設の風害防止対策</p> <p>東京電力パワーグリッド株式会社は、送電線設備、配電線設備とも風圧加重については、「電気設備の技術基準」の各当該項目によるが、計画設計時に電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分に配慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。</p> <p>また、樹木倒壊等による事故防止のため、平常時から剪定に努める。</p>	<p>(4) 電力施設の風害防止対策</p> <p>東京電力パワーグリッド株式会社は、<del>送電線設備、配電線設備とも風圧加重については、「電気設備の技術基準」の各当該項目によるが、</del>に基づく、<del>電力施設の計画設計時に電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分に配慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する</del>講じる。</p> <p>また、樹木倒壊等による<del>事故防止</del>停電被害の発生を未然に防止するため、市と締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき連携する。<del>平常時から剪定に努める。</del></p>	<p>(4) 電力施設の風害防止対策</p> <p>東京電力パワーグリッド株式会社は、「電気設備の技術基準」に基づく、電力施設の風害対策を講じる。</p> <p>また、樹木倒壊等による<del>停電被害の発生を未然に防止</del>するため、市と締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき連携する。</p>
風-39	<p>6 市街地の整備</p> <p>道路幅員が狭隘で (略)</p>	<p>6 市街地の整備</p> <p>道路幅員が狭<del>隘</del><u>あい</u>で (略)</p>	<p>6 市街地の整備</p> <p>道路幅員が狭<del>隘</del><u>あい</u>で (略)</p>
風-40	<p>2 住宅対策体制の整備</p> <p>(2) 市は、県及び<del>建築</del>関係団体等と協力して、宅地危険度判定体制の整備や普及に努め、県が主催する講習会及び応急危険度判定士の認定登録に協力するなど、支援体制の整備を図る</p>	<p>2 住宅対策体制の整備</p> <p>(2) 市は、県及び関係団体等と協力して、<del>被災</del>宅地危険度判定体制の整備や普及に努め、県が主催する講習会<del>並びに被災宅地</del>危険度判定士の認定登録に協力するなど、支援体制の整備を図る。</p>	<p>2 住宅対策体制の整備</p> <p>(2) 市は、県及び関係団体等と協力して、<del>被災</del>宅地危険度判定体制の整備や普及に努め、県が主催する講習会<del>並びに被災宅地</del>危険度判定士の認定登録に協力するなど、支援体制の整備を図る。</p>
風-39	<p>2 住宅対策体制の整備</p> <p>(2) 宅地危険度判定体制の整備</p> <p>(略) 県が主催する講習会や<del>応急危険度判定士の認定登録に協力する</del>など、支援体制の整備を図る。</p>	<p>2 住宅対策体制の整備</p> <p>(2) 宅地危険度判定体制の整備</p> <p>(略) 県が主催する講習会など、支援体制の整備を図る。</p>	<p>2 住宅対策体制の整備</p> <p>(2) 宅地危険度判定体制の整備</p> <p>(略) 県が主催する講習会など、支援体制の整備を図る。</p>

該当ページ	該当記述	修正案	修正後
風-58	<p>&lt;配備基準&gt;</p> <p>第1配備  (1) 次の注意報・警報の1以上が発表され、もしくは災害が発生するおそれがあり、市長が必要と認めたとき  ①大雨注意報②強風注意報③洪水注意報④大雨警報⑤暴風警報⑥洪水警報⑦大雪警報⑧暴風雪警報</p> <p>第3配備  (1) 次の条件において、市長が必要と認めたとき  ①国土交通大臣及び気象庁長官が共同で発表する利根川氾濫注意情報を発令したとき</p> <p>第4配備  (1) 次の条件において、市長が必要と認めたとき  ①国土交通大臣及び気象庁長官が共同で発表する利根川氾濫警戒情報を発令したとき</p>	<p>&lt;配備基準&gt;</p> <p>第1配備  (1) 次の注意報・警報の1以上が発表され、もしくは災害が発生するおそれがあり、市長が必要と認めたとき  ①大雨注意報②強風注意報③洪水注意報④大雪注意報⑤風雪注意報⑥大雨警報⑦暴風警報⑧洪水警報⑨大雪警報⑩暴風雪警報</p> <p>第3配備  (1) 次の条件において、市長が必要と認めたとき  ①国土交通大臣及び気象庁長官が共同で発表する利根川氾濫注意情報を発表したとき</p> <p>第4配備  (1) 次の条件において、市長が必要と認めたとき  ①国土交通大臣及び気象庁長官が共同で発表する利根川氾濫警戒情報を発表したとき</p>	<p>&lt;配備基準&gt;</p> <p>第1配備  (1) 次の注意報・警報の1以上が発表され、もしくは災害が発生するおそれがあり、市長が必要と認めたとき  ①大雨注意報②強風注意報③洪水注意報④大雪注意報⑤風雪注意報⑥大雨警報⑦暴風警報⑧洪水警報⑨大雪警報⑩暴風雪警報</p> <p>第3配備  (1) 次の条件において、市長が必要と認めたとき  ①国土交通大臣及び気象庁長官が共同で発表する利根川氾濫注意情報を発表したとき</p> <p>第4配備  (1) 次の条件において、市長が必要と認めたとき  ①国土交通大臣及び気象庁長官が共同で発表する利根川氾濫警戒情報を発表したとき</p>
風-59	<p>&lt;警戒体制の設置基準&gt;</p> <p>① 次の注意報・警報の1以上が発表され、もしくは災害が発生するおそれがあり、市長が必要と認めたとき  (1) 大雨注意報 (2) 強風注意報 (3) 洪水注意報 (4) 大雨警報 (5) 暴風警報 (6) 洪水警報 (7) 大雪警報 (8) 暴風雪警報</p>	<p>&lt;警戒体制の設置基準&gt;</p> <p>① 次の注意報・警報の1以上が発表され、もしくは災害が発生するおそれがあり、市長が必要と認めたとき  (1) 大雨注意報 (2) 強風注意報 (3) 洪水注意報 (4) 大雪注意報 (5) 風雪注意報 (6) 大雨警報 (7) 暴風警報 (8) 洪水警報 (9) 大雪警報 (10) 暴風雪警報</p>	<p>&lt;警戒体制の設置基準&gt;</p> <p>① 次の注意報・警報の1以上が発表され、もしくは災害が発生するおそれがあり、市長が必要と認めたとき  (1) 大雨注意報 (2) 強風注意報 (3) 洪水注意報 (4) 大雪注意報 (5) 風雪注意報 (6) 大雨警報 (7) 暴風警報 (8) 洪水警報 (9) 大雪警報 (10) 暴風雪警報</p>
風-59	<p>&lt;災害対策本部の設置基準&gt;</p> <p>① 次の条件において、市長が必要と認めたとき  (1) 国土交通大臣及び気象庁長官が共同で発表する利根川氾濫注意情報を発令したとき</p>	<p>&lt;災害対策本部の設置基準&gt;</p> <p>① 次の条件において、市長が必要と認めたとき  (1) 国土交通大臣及び気象庁長官が共同で発表する利根川氾濫注意情報を発表したとき</p>	<p>&lt;災害対策本部の設置基準&gt;</p> <p>① 次の条件において、市長が必要と認めたとき  (1) 国土交通大臣及び気象庁長官が共同で発表する利根川氾濫注意情報を発表したとき</p>

該当ページ	該当記述	修正案	修正後
風-73	(3) 洪水予報・水防警報 気象庁予報部と関東地方整備局は共同して河川の水位を示した洪水予報を発表する。～略～	(3) 洪水予報・水防警報 <u>気象庁</u> と関東地方整備局は共同して河川の水位を示した洪水予報を発表する。～略～	(3) 洪水予報・水防警報 <u>気象庁</u> と関東地方整備局は共同して河川の水位を示した洪水予報を発表する。～略～
風-74	1) 洪水予報 <u>気象庁予報部</u>	1) 洪水予報 <u>気象庁</u>	1) 洪水予報 <u>気象庁</u>
風-76		<60分積算雨量と土壌雨量指数> 表の内容がむずかしいと思います。	表の右側に次の説明を追加します。  左図は、刻々と変化する土壌雨量指数と60分間積算雨量の状態を一定時間ごとにつないだ線で、土砂災害警戒情報の基準線を超えると土砂災害の危険性が非常に高まっていることを示す。
風-97	<避難の種類及び発令基準> 【土砂災害】 ①大雨警報（土砂災害）が発表され、気象庁の土砂災害判定メッシュ情報において、実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合	<避難の種類及び発令基準> 【土砂災害】 ①大雨警報（土砂災害）が発表され、気象庁の <u>土砂キ</u> <u>サイクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</u> において警戒となり、さらに降雨が継続する見込みである場合	<避難の種類及び発令基準> 【土砂災害】 ①大雨警報（土砂災害）が発表され、気象庁の <u>土砂キ</u> <u>サイクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</u> において警戒となり、さらに降雨が継続する見込みである場合
風-97	<避難の種類及び発令基準> 【土砂災害】 ②記録的短時間雨情報が発表されたとき  ④避難指示等による立ち退き非難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合	<避難の種類及び発令基準> 【土砂災害】 ②記録的短時間 <u>大雨</u> 情報が発表されたとき  <del>④避難指示等による立ち退き非難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合</del>	<避難の種類及び発令基準> 【土砂災害】 ②記録的短時間 <u>大雨</u> 情報が発表されたとき  削除
風-100	(1) 市民の避難誘導 2) ～略～ 必要に応じ、高齢者等避難情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、市民等に対し伝達する。	(1) 市民の避難誘導 2) ～略～ 必要に応じ、 <u>高齢者等避難</u> の発令等とあわせて <u>指定緊急避難場所</u> を開設し、市民等に対し伝達する。	(1) 市民の避難誘導 2) ～略～ 必要に応じ、 <u>高齢者等避難</u> の発令等とあわせて <u>特別避難場所</u> 等を開設し、市民等に対し伝達する。

該当ページ	該当記述	修正案	修正後
風116	2 食料の供給 物資班は、(略) 物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し (略)	巻末の用語集に、「物資調達・輸送調整等支援システム」の説明を入れてください。	資料編に追記します。
風-120	【計画の方針と目標】 ・危険物施設等において、漏えいまたは爆発等が発生した場合は、印西地区消防組合と連携して速やかに影響のある地区に避難勧告・指示を発令して、安全を確保する。	【計画の方針と目標】 ・危険物施設等において、漏えいまたは爆発等が発生した場合は、印西地区消防組合と連携して速やかに影響のある地区に <u>避難指示</u> を発令して、安全を確保する。	【計画の方針と目標】 ・危険物施設等において、漏えいまたは爆発等が発生した場合は、印西地区消防組合と連携して速やかに影響のある地区に <u>避難指示</u> を発令して、安全を確保する。
風-129	〈電気に関する広報事項〉 ②電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ通報すること	〈電気に関する広報事項〉 ②電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに <u>カスタマーコンタクト</u> センターへ通報すること	〈電気に関する広報事項〉 ②電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに <u>コンタクト</u> センターへ通報すること
風-143	竜巻注意情報 ～略～ 竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた県を対象に発表する。 ～略～	竜巻注意情報 ～略～ 竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた <u>地域</u> を対象に発表する。 ～略～	竜巻注意情報 ～略～ 竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた <u>地域</u> を対象に発表する。 ～略～
風-143	竜巻発生確度ナウキャスト ～略～ ①発生確度2 竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。予測的中率は5～10%程度、捕捉率は20～30%程度である。 ②発生確度1 竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。発生確度1以上の地域では、予測的中率は1～5%程度であり、発生確度2に比べて低くなるが、捕捉率は60～70%であり見逃しが少ない。	竜巻発生確度ナウキャスト ～略～ ①発生確度2 竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。予測的中率は <u>7～14%</u> 程度、捕捉率は <u>50～70%</u> 程度である。 ②発生確度1 竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。発生確度1以上の地域では、予測的中率は <u>1～7%</u> 程度であり、発生確度2に比べて低くなるが、捕捉率は <u>80%程度</u> であり見逃しが少ない。	竜巻発生確度ナウキャスト ～略～ ①発生確度2 竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。予測的中率は <u>7～14%</u> 程度、捕捉率は <u>50～70%</u> 程度である。 ②発生確度1 竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。発生確度1以上の地域では、予測的中率は <u>1～7%</u> 程度であり、発生確度2に比べて低くなるが、捕捉率は <u>80%程度</u> であり見逃しが少ない。

該当ページ	該 当 記 述	修 正 案	修 正 後
風-160	(2) 都市の復興 ②公共土木施設の防災機能強化したまちづくり	(2) 都市の復興 ②公共土木施設の防災機能を強化したまちづくり	(2) 都市の復興 ②公共土木施設の防災機能を強化したまちづくり
事-5	2 予防計画 (2) 防災空間の整備・拡大 2) 都市公園への防災施設の整備、火災に強い樹木の植栽	2 予防計画 (2) 防災空間の整備・拡大 2) 都市公園への防災施設への整備、火災に強い樹木の植栽	2 予防計画 (2) 防災空間の整備・拡大 2) 火災に強い樹木の植栽
事-5	(5) 建築物の防火対策 1) (略) 2) (略) 3) 火災警報器等の設置 消防法に基づき住宅用火災警報器等の設置が義務づけられたため、すべての住宅（寝室、階段等）に住宅用火災警報器、または住宅用自動火災報知設備を設置するように指導する。	(5) 建築物の防火対策 1) (略) 2) (略) 3) 火災警報器等の設置 消防法に基づき住宅用火災警報器等の設置が義務づけられたため、すべての住宅（寝室、階段等）に住宅用火災警報器、または住宅用自動火災報知設備を設置するように指導する。	(5) 建築物の防火対策 1) (略) 2) (略) 3) 火災警報器等の設置 消防法に基づき住宅用火災警報器等の設置が義務づけられたため、すべての住宅（寝室、階段等）に住宅用火災警報器、または住宅用火災報知設備を設置するように指導する。
事-6	(6) 大規模・高層建築物の防火対策 (略) 1) (略) 2) 防災センター要員に対する高度な教育の計画的な実施	(6) 大規模・高層建築物の防火対策 (略) 1) (略) 2) <u>消防法第8条の2の5の規定による自衛消防組織の要員</u> に対する高度な教育の計画的な実施	(6) 大規模・高層建築物の防火対策 (略) 1) (略) 2) <u>消防法第8条の2の5の規定による自衛消防組織の要員</u> に対する高度な教育の計画的な実施
事-8	(2) 総合的消防体制の確立 1) (略) 2) 大規模火災における指揮体制の確立 応援消防組織の指揮は応援を要請した市長が実施することとなるため、指揮体制の確立を図る 3) (略)	(2) 総合的消防体制の確立 1) (略) <del>2) 大規模火災における指揮体制の確立</del> <del>—— 応援消防組織の指揮は応援を要請した市長が実施することとなるため、指揮体制の確立を図る</del> <u>2)</u> (略)	指揮体制の確立を図ることは重要であるため、原案のとおりとします。